

寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

目 次

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

1 安心して子どもを産むことができる環境づくり

(1) 母子保健の推進 P1 ~ P3

(2) 子育てに関する情報提供の充実 P4 ~ P4

2 ワーク・ライフ・バランスの推進 P4 ~ P5

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

1 子どもの育ちの場の充実

(1) 就学前児童の教育・保育の充実 P5 ~ P8

(2) 多様な保育の提供 P8 ~ P10

2 就学後の子どもの健全育成

(1) 放課後の居場所づくりの推進 P10 ~ P10

(2) 幼・保・小の連携強化 P11 ~ P11

3 障害児支援の充実 P11 ~ P13

基本方針3 地域で子育てを支える

1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり P13 ~ P14

2 保護者に寄り添う支援の実施 P14 ~ P15

3 地域全体で取り組む子育て支援 P15 ~ P16

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

1 児童虐待の防止 P16 ~ P16

2 ひとり親家庭の自立支援の推進 P16 ~ P17

3 子どもの貧困対策の推進

(1) 教育の支援 P18 ~ P19

(2) 生活の安定に資するための支援 P19 ~ P19

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 P20 ~ P20

(4) 経済的支援・その他 P20 ~ P20

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
1	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	妊婦健康診査	妊婦及び胎児の健康状態の確認及び経済的負担軽減を目的に、医療機関及び助産院における妊婦健康診査の受診に対し、最大14回まで費用の一部を助成しています。 なお、別途No.20子育て応援事業において、妊婦健康診査の15回から17回までの受診費用を助成しています。	妊婦健康診査費用を助成し、妊婦等の健康管理と経済的負担の軽減を図った。 【受診者数】 府内 1,490人(15,077回) 府外 116人(751回)	131,703,966円	3点	継続実施	145,590,000円	課題なしのため継続実施	子育て支援課
2	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	妊婦歯科健康診査	妊婦のむし歯・歯周病の早期発見と母子の歯科疾患予防を目的として実施しています。妊婦届出時の面談の場を活用し、事業の周知を図るとともに受診勧奨を行い、受診率の向上を図っています。	妊婦歯科健康診査費用の自己負担額を平成28年度から無料とし、妊婦の口腔管理、胎児の健全な発育及び妊婦の経済的負担の軽減を図った。 【受診者数】356人	2,826,842円	3点	継続実施	4,345,000円	ガイドラインが改訂されたため、令和8年度からの健診内容、様式の変更等の検討が必要である。変更に向け、歯科医師会と検討を行う。	子育て支援課
3	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	子育て世代包括支援事業	保健福祉センター及びRELATTO(リラット)において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施しています。	保健福祉センター及びRELATTO(リラット)に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行った。 ・育児相談 ※随時 電話 229件 面接 178件	2,029,257円	3点	児童福祉法改正に伴い設置される、市子ども家庭センター「ねやっCo相談ステーション」の母子保健機能として、児童福祉分野とさらに連携を深め、妊娠期から子育て期における切れ目ない支援に着実に取り組んでいく。	1,142,000円	令和6年3月30日発出「子ども家庭センターガイドライン」(こども家庭庁)に沿った運用を図っていくよう関係部署との調整を行う。	子育て支援課
4	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	母子健康手帳交付(妊娠届出の受理)	母子の健康管理を目的として、母子健康手帳を交付しています。 妊娠届出時に保健師・助産師による面談を行うことで、家庭環境や心身の健康に課題のある妊婦の把握を行い、出産前からの関わりを深めることで産後の養育支援につなげています。	子育てリフレッシュ館及び保健福祉センター内に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行った。 ・保健師等による母子健康手帳交付時の面談 【面談件数】1,507件	-	3点	改正児童福祉法規定の子ども家庭センターの運営方針に則り、支援の必要な妊婦の早期の把握、及び、特定妊婦等に対する児童福祉機関との連携した支援、介入を実施していく。	-	令和6年3月30日発出「子ども家庭センターガイドライン」(こども家庭庁)に沿った運用を図っていくよう関係部署との調整を行う。	子育て支援課
5	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	予防接種事業	感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防することを目的として、予防接種を実施しています。 定期接種ワクチンの追加や接種期間の変更について広報誌・ホームページ、個別通知等での周知・啓発に努め、接種率の向上を図っています。 年少児インフルエンザワクチンに加え、おたふくかぜワクチン接種費用の助成を行います。	定期予防接種の実施及び年少児インフルエンザワクチン、おたふくかぜワクチン接種費用の助成を行った。 定期予防接種について、令和4年度から子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種及び任意接種に対する費用補助を実施した。 ・定期予防接種(子宮頸がんワクチンを除く) 非接種者数：延べ37,851人 ・年少児インフルエンザ 被接種者数：延べ11,605人 ・おたふくかぜワクチン 被接種者数：延べ2,026人 ・子宮頸がんワクチン 【定期接種】 被接種者数：延べ1,131人 受診勧奨：4,366件 【キャッチアップ接種】 被接種者数：延べ1,243人 受診勧奨：8,065件 【任意接種補助】 申請件数：12件	462,546,188円	3点	継続実施	529,931,000円	予防接種の接種漏れを防止するとともに、接種率を更に向上(特に子宮頸がんワクチン)させる必要がある。	子育て支援課
6	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	乳幼児健康診査	疾病・障害・育児不安等の早期発見、早期対応及び予防を目的に、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員等による診察、保健指導等を行っています。 中核市移行に伴い、小児慢性特定疾病児などの支援に関する業務が引き継がれたため、経過観察健診にて療育相談を行います。	乳幼児健康診査の実施 4か月児健診 28回 1歳6か月児健診 30回 3歳6か月児健診 30回 経過観察健診Ⅰ 24回 経過観察健診Ⅱ 12回 経過観察健診Ⅲ 12回 経過観察健診Ⅳ 12回 経過観察健診Ⅴ 99回	20,116,043円	3点	継続実施	26,908,000円	令和7年度の駅前庁舎への移転に向け、健診が滞りなくスムーズに実施できるよう検討を進める。	子育て支援課
7	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	乳幼児保健歯科教室	むし歯の予防、早期発見及び早期治療を目的に、乳幼児とその保護者を対象に、教室等を行っています。 事業の周知・啓発に努め、参加率の向上を図っています。	乳幼児保健歯科教室の実施 2歳親子 18回 むし歯予防教室 12回 0歳からのむし歯予防教室 2回実施	2,212,502円	3点	継続実施	2,894,000円	0歳のむし歯予防教室について、ニーズにあわせた教室内容を検討する。	子育て支援課
8	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	母子保健訪問指導	家庭で保健指導をする必要のある乳幼児とその家族を対象に保健師等が訪問して個別指導を行っています。 こころには赤ちゃん訪問や養育支援訪問等と連携し、妊婦・乳幼児の健康の保持及び増進に努めています。	訪問件数 妊婦 9件 22,500円 産婦 1,527件 3,817,500円 新生児 1,381件 3,811,560円 未熟児 172件 474,720円	8,585,704円	3点	継続実施	10,886,000円	訪問実施件数の少ない妊娠期の訪問指導について、周知や実施のあり方等について検討する。	子育て支援課

【資料4】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
9	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	母子保健教室	幼児の健康の保持・増進、生活習慣づくり及び育児支援のため、必要な情報の提供や交流会等を行っています。 育児教室等を開催するとともに、地域における保護者の交流の場へも専門職を派遣し、育児支援に努めています。	乳幼児の健康の保持・増進、生活習慣づくり及び育児支援のため、必要な情報の提供や交流会を行った。 実施回数 90回 延べ受講者数 1131人	435,334円	3点	継続実施	533,000円	ニーズの高い離乳食講習会について、内容、回数等検討を行う。	子育て支援課
10	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	母子保健相談	—母親及び乳幼児並びにその家族を対象に、心身の発育発達、離乳食、生活習慣づくり、母乳育児等育児全般について、保健師、栄養士、歯科衛生士等による個別相談を行っています。 NO.3と重複しているため削除	—保健師、栄養士、歯科衛生士等による個別相談を行った。 各相談事業開催数 →育児相談(電話・面接)：随時 →母乳相談子育て世代包括支援センター2か所の開設により、必要時対応(57件) →離乳食相談：12回						子育て支援課
10	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	親子料理教室	対象：市内在住の小学校4年生～6年生と保護者 8組16名 内容：調理と美食 実施回数：年2回	参加者：第1回 6組12名 第2回 6組12名 アンケート結果：教室全体の満足度、メニューの味及びバランス ⇒ともに「大変満足」が92%	100,000	3点	適塩をはじめとする栄養バランスの良い料理を親子で簡単においしく作り、家庭における健康的な食生活の実践につなげる。	109,000	調理台ごとに調理のスピードの差があり、試食を開始するまでの待機時間が出てしまったこと。	保健総務課
11	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	子ども医療費の助成	0歳から18歳(年齢到達後の最初の年度末まで)の方に対し、必要とする医療が受けやすくなるよう、保険診療分の医療費の一部を助成。	医療費の一部を助成することで、必要とする医療が受けやすくなり、子どもの保健の向上を図ることができた。 【医療費助成額】 995,004,515円	1,024,408,684円	3点	制度内容に変更なく継続実施。	1,077,700,000円	大阪府の補助対象が就学前児童のみとなっている中、府下市町村のほとんどが独自に高校生まで対象者を拡充している。財源の確保に向けて、大阪府に対し、補助対象の拡大について引き続き要望を行う必要がある。	市民サービス部(医療助成担当)
12	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	不育症治療費助成	受診者の経済的負担の軽減を図るため、治療に要した医療保険適用外の費用の一部助成を行っています。	不育症治療等に要した保険適用外の医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図った。 【医療費助成額】 206,394円	209,310円	3点	制度内容に変更なく継続実施。	2,883,000円	市独自事業である不育症治療費の助成については、引き続き安定的に実施していけるよう努める必要がある。	市民サービス部(医療助成担当)
13	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	特定不妊治療支援事業	受診者の経済的負担の軽減を図るため、指定医療機関において不妊治療に要した費用の一部助成を行っています。				令和4年度末で事業終了			市民サービス部(医療助成担当)
14	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	小児慢性特定疾患医療費助成	小児慢性特定疾病児に対し、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に係る医療費の自己負担分の一部の助成を行っています。	【子育て支援課】 申請者件数 ・新規 32件 ・継続 148件 ・変更 60件 【医療助成担当】 医療費助成額 54,770,246円	【子育て支援課】 114,939円 【医療助成担当】 54,995,513円	3点	制度内容に変更なく継続実施。	【子育て支援課】 842,000円 【医療助成担当】 87,084,000円	令和8年度に医療助成のPMHが本格導入される予定であることから、健康管理システムの標準化(令和7年9月)が完了した後は、PMHに向けた準備を進める必要がある。	市民サービス部(医療助成担当) 子育て支援課
15	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	小児慢性特定疾患児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対し、情報の提供や相談等の支援を行い、また関係機関との連絡調整を行うことで、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立(律)促進を図っています。	【子育て支援課】 ・相談支援 療育相談指導 3回 巡回相談 5回 ・相互交流支援 実施回数 1回	198,316円	3点	継続実施	1,637,000円	令和6年4月からマイナンバーカードを利用した小児慢性特定疾病登録者証発行事業が始まることから、健康管理システムの改修、情報連携を開始する必要がある。	子育て支援課
16	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	産後ケア事業	医療機関や助産所において支援の必要な産後の間もない母親(産婦)に対し、心身のケアや育児に対する相談支援を行うとともに、市と産後ケア実施機関と連携した母子支援を実施しています。 非課税世帯等への利用負担の軽減を図るとともに、多様なニーズに対応できるようショートステイ型・デイサービス型・アウトリーチ型を実施し、連携した母子への支援を実施しています。	【利用数】 ・短期入所(ショートステイ)型 123泊 ・通所(デイサービス)型 22日 ・居宅訪問(アウトリーチ)型 306件	6,991,203円	3点	継続実施	8,150,000円	令和7年度から子ども・子育て支援法における地域子育て支援事業に位置づけられる予定であり、令和6年度中にガイドラインの改正が行われる予定のため、それらの動向を注視しながら事業運営のありかたを検討する。	子育て支援課
17	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等のため、産後の初期段階における母子に対する支援を強化できるよう、産後2週間・1か月頃の受診費用の一部を助成しています。 2回の受診を促進し、健診結果に応じて産後ケアや直接的な支援につなげる体制づくりを図っています。	産後間もない産婦の心と体の健康状態のチェックを促進し、心と体のケアを支援するため、産婦に対する健康診査の費用を助成した。 【受診者数】 ・府内 1,241人(延べ2,038回) ・府外 111人(延べ178回)	10,626,628円	3点	継続実施	13,060,000円	受診勧奨及び府外で受診する場合の還付手続きについて啓発を行う。	子育て支援課

【資料4】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
18	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	新生児聴覚検査事業	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、聴覚障害のある児を出生後早期に発見し、療育につなげ、音声言語発達等への影響を最小限にとどめるため、新生児聴覚検査に係る費用を助成しています。	聴覚障害を早期に発見し、適切な療育につなげるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、新生児聴覚検査費用を助成した。 【受検者数】 ・府内 1,139人 ・府外 105人	6,408,141円	3点	継続実施	8,076,000円	府外で検査を行う場合の還付手続きについて啓発を行う。	子育て支援課
19	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	子育て応援事業	妊娠前から継続的な支援を行うことにより、産後うつや育児不安の解消を図るため、地域の助産師(MY CITY助産師)と子育て世代包括支援センターの連携により、訪問指導の拡充、SNSを活用した相談等を行っています。 また、妊婦健康診査の15回から17回までの受診費用を助成しています。	・MY CITY 助産師の訪問件数：産婦 927件、乳児948件 ・受診者数(15～17回目)： 府内 617人(延べ985回) 府外 14人(延べ31回)	9,823,605円	3点	継続実施	11,655,000円	課題なしのため継続実施	子育て支援課
20	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	多胎児家庭支援事業	身体的・精神的負担が大きい、多胎妊婦及び多胎児を育てる家庭の孤立化等を防ぐため、安心して出産・育児ができるよう支援を行い、負担感の軽減、不安の解消を図るため、訪問指導の充実、外出支援、多胎育児経験者等との交流会を開催しています。	多胎妊婦及び多胎児を持つ家庭の負担感の軽減、不安の解消を図るため、訪問指導の充実、外出支援等を行うとともに、産前サポートとして、妊婦健康診査の費用助成を拡充した。 ・多胎児家庭へのタクシー乗車 券交付 64件 ・訪問回数(5～7回目) 産婦 24件 新生児等 46件 ・多胎児家庭交流会の開催 3回 受診者数(18～22回目)： 府内 8人(延べ8回) 府外 0人(延べ0回)	1,689,281円	3点	継続実施	2,603,000円	支援が必要な家庭への支援が行えるよう引き続き周知を図る。 多胎児交流会について、妊娠からの参加を促し、多胎児の育児へのイメージががけ、孤立しない子育て環境の整備ができるよう、参加勧奨及び教室内容を検討する。	子育て支援課
-	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	おたふくかぜワクチン予防接種	1歳から就学前の子どもに対して、おたふくかぜワクチンの接種費用を助成し、保護者の経済的負担の軽減と年少児の健康増進を図ります。 No.5 予防接種事業と重複のため削除							子育て支援課
21	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	母子健康手帳アプリ導入	母子健康手帳の記録を電子化するとともに、子育て情報の配信や子どもの成長記録の管理など、子育て世代の市民を継続的にサポートする機能を有する母子健康手帳アプリを導入することにより、ICTを活用した子育て支援の充実を図ります。	アプリダウンロード件数(累計) 3,203件	580,800円	3点	継続実施	581,000円	令和6年度：ブッシュ型子育て情報配信の実施、各種相談予約、オンライン相談体制の継続、ニーズ調査・評価等 令和7年度以降：子育て情報配信の一元化、市の子ども・子育てに関する施策の情報のアプリへの集約 アプリ機能の改良等	子育て支援課
22	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	子育てリフレッシュカード配布事業	地区担当保健師やMY CITY 助産師の訪問指導を受けている保護者のうち、一時預かり事業の利用によるリフレッシュが必要と判断される保護者に対し、地区担当保健師等の専門的な判断により子育てリフレッシュカードを配布します。	【利用者数】 子育てリフレッシュ館 50人 保育所 2人	140,900円	3点	継続実施	1,169,000円	課題なしのため継続実施	子育て支援課
23	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	出産・子育て応援給付金事業	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、いろいろなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を提出した方に給付金の支給を行います。	【対象者】全ての妊婦及び主に0歳から2歳の児童を養育する子育て世帯 ・出産応援給付金 令和5年4月1日以降に妊娠届出を提出した妊婦に50,000円を支給 【支給者数】1,343人(現年)、94人(過年度) ・子育て応援給付金 令和5年4月1日以降に出生した児童を養育する方に50,000円を支給 【支給者数】1,303人(現年)、65人(過年度)	145,431,850円	3点	継続実施	157,769,000円	令和7年4月の制度改正に向け、国の動向を注視する必要がある。	子育て支援課
24	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	低所得の妊婦に対する初産科受診料支援事業	市民税非課税世帯等の低所得の妊婦が経済的負担を理由に医療機関への受診を控えることがないよう、初産科受診料を支援することで、妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、妊娠からの必要な支援につなげます。	市民税非課税世帯等の低所得者の妊婦が経済的負担を理由に医療機関への受診を控えることがないよう、初産科受診料補助金を創設した。 【助成額】 10,000円(保険外診療のみ) 【申請件数】 0件	0円	3点	継続実施	304,000円	対象者への事業の周知方法について検討する。	子育て支援課
25	基本方針1	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	不妊治療費等助成事業	不妊治療(保険算定の対象となる生殖補助医療に限る)に要した費用について、夫婦一組につき一年度あたり10万円を限度に助成。	【令和6年度新規事業】	-	-	妊娠を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要した費用の一部を助成することで、子どもを産み育てることができる環境の醸成を図ることを目的とする。	27,011,000円	-	市民サービス部(医療助成担当)

【資料4】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
26	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	② 子育てに関する情報提供の充実	ねやがわ子育てナビ	毎年、「ねやがわ子育てナビ」(冊子・Web版)を発行・更新し、子育てに関する総合的な情報提供を実施しています。掲載内容及び配布先の精査を行い、効果的かつ効果的な情報提供に努めています。	・「ねやがわ子育てナビ」7200部発行し、母子健康手帳を交付時、出生時などに配布した。 ・官民協働による「子育てナビ」web版の運用した。	530,640円	3点	掲載内容及び配布先の精査を行い、効果的かつ効果的な情報提供を行う。	856,000円	掲載内容が多岐にわたるため、掲載内容等の精査を行い、市民にわかりやすい情報提供を行う必要がある。	子育て支援課
27	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	② 子育てに関する情報提供の充実	子育て情報配信サービス	子育てに関する情報を携帯端末等に配信することで、子育てが必要な情報を手軽に入手できるようにしています。情報配信サービスの周知を図り、より多くの子育て情報を配信できるよう努めています。また、アプリ、LINEなどによる情報配信等もあわせて、利用者ニーズに即した効果的な情報配信を行っています。	・メールねやがわ「子育て情報」登録者数 7,113人 LINE@登録者数：14,360人 ・市公式アプリ、ツイッター、民間の「いこーよ！」サイトも活用し、効果的な情報発信を行う。	199,320円	3点	情報配信サービスの周知を図り、より多くの子育て情報を配信できるようにする。また、アプリ、LINEなどでの情報配信等もあわせて、効果的な情報配信を行う。	366,000円	より多くの方に、登録してもらうことで、子育て情報の配信の充実を図る。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
28	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	② 子育てに関する情報提供の充実	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況及び養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげています。訪問員連絡会を定期的に実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図っています。	1202件	343,357円	3点	伴走型支援開始により、専門職の支援やオンラインでの相談等、早期に母子の実態把握ができるようになってきている。今後、事業の内容についても一年をかけて検討・見直しをしていきたい。	455,000円	新生児訪問の依頼も増え、全戸訪問実施までに母子の状況把握可能な件数が増加。伴走型支援開始により、より早期に把握も可能になってきたことから今後の事業の在り方について検討・見直しを行う。	子育て支援課
29	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	② 子育てに関する情報提供の充実	利用者支援事業	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげています。 RELATTO(リラット)の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めています。 (監察課) 市長部局「監察課」がいじめの初期段階から積極的に関与し、早期に調査・対応を行うことにより、いじめの早期解決を図るとともに、いじめ通報促進チラシの配布等の攻めの情報収集によるいじめの抑止及び早期発見を図ります。	(監察課) いじめ事案の相談対応、通報・相談に対する情報収集及び調査を行うとともに、いじめ通報促進チラシの配布やいじめ問題対策連絡協議会の運営など、いじめゼロに向けたアプローチを実施し、早期にいじめの解決を図った。 ・いじめの認知件数 431件 ・監察課への通報・相談件数 137件(うち、いじめ通報促進チラシ46件) ・啓発サイトアクセス件数 1,901件 ・子どもへの暴力防止プログラム 小学3年生(54クラス、1,528人)、小学6年生(59クラス、1,621人) ・いじめ問題対策連絡協議会 2回(8月、2月) (子育て支援課・子育てリフレッシュ館) 利用者支援員が地域の子育て支援拠点や子育てサロンと連携することで、適切な子育てに関する情報提供を行った。 ・たんぼ子育て支援センター 1,044回 ・おやこほっと 1,356回 ・子育てコンシェルジュ 289回 (保育課) 保育士1人を保育課の窓口配置し、保育サービスが必要とする保護者に対し、きめ細かな相談に応じた。 (教育指導課) 必要に応じて情報提供を行った。	(監察課) 9,083,715円 (子育て支援課・子育てリフレッシュ館) 9,892円 (保育課) 3,545,099円	3点	(監察課) 引き続き、いじめ通報促進チラシの配布等により、いじめの早期発見及びいじめの抑止を図るとともに、全てのいじめ事案に対する被害者・加害者等への介入などにより、いじめ事案へのアプローチの実効性の向上を図る。 (子育て支援課・子育てリフレッシュ館) 引き続き、他機関との連携を行い、取組を支援するとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努める。 (保育課) 保護者のニーズや意向に寄り添った保育所等の利用案内につながるよう、引き続き、保育コンシェルジュの配置を行っていく。 (教育指導課) 引き続き、必要に応じて情報提供を行う。	(監察課) 10,686,000円 (子育て支援課・子育てリフレッシュ館) 27,000円 (保育課) 3,553,000円	(監察課) 監察課へのいじめに関する相談件数の増加とともに、相談内容が児童・生徒間のいじめ問題に加え、学校生活や家庭での問題など、複雑かつ多岐にわたることから、子どもたちを取り巻く環境の的確な把握と迅速な解決を図る必要がある。 (子育て支援課・子育てリフレッシュ館) 利用者支援員とリラットの子育てコンシェルジュが密に連携し、各施設・事業との連携を図る必要がある。 (保育課) 保育コンシェルジュの配置に係る費用は国の子ども・子育て支援交付金の対象事業となっているが、保育ニーズの増大が見込まれることに加え、新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた場合に対象となるため、今後、国費の対象外となった場合に継続するか検討が必要である。	監察課 子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保育課 教育指導課
30	基本方針1 妊娠期からの子育てを支える	2 ワーク・ライフ・バランスの推進		ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	育児・介護休業制度の利用や労働時間の短縮等、子育て中も就労を継続できるよう、事業主や労働者、市民に対する啓発を行っています。 市民セミナーの開催にあたっては、性別・年齢に関わりなく、幅広い市民が参加、利用できる内容の創意工夫や利便性の向上に努めています。 父親の育児参加や育児休業取得を促進する情報発信やパパママ教室等の父親も参加しやすい講座・イベントを開催し、意識啓発に努めています。	(人権・男女共同参画課) ・子育てに関するセミナー「叩かず甘やかさず子育てする方法～スター・ペアレンティング～」を実施した(5回) ・ふらっとねやがわにおいて関連図書の出貸を行った。(延べ18件) (子育て支援課・子育てリフレッシュ館) ・リラットの通信やLINE@を活用し、事業の周知を行った。 (産業振興室) ・子育て中の人を対象とした就労相談「出張マザーズコーナー」を月2回実施した。(利用者数 延40人、就職者数9人) ・子育て世代を中心に市内企業とのマッチングを図る就職面接会「子育て世代の仕事探し応援事業」を9月と2月に実施した。(応募者数延42人、就職者数6人) ・ポスター、チラシ等の掲示や設置による啓発を行った	(人権・男女共同参画課) 110,000円 (子育て支援課・子育てリフレッシュ館) 199,320円 (産業振興室) 143,970円	3点	(人権・男女共同参画課) ・ふらっと市民セミナーでのワーク・ライフ・バランス関連講座の開催6回 ・ふらっとねやがわでの関連図書の貸出 ・ポスター、チラシ、パンフレットの掲示や設置による啓発 (子育て支援課・子育てリフレッシュ館) ・引き続き、リラットの通信やLINE@を活用するなど、効果的に事業の周知を行う。 (産業振興室) ・子育て中の人を対象とした就労相談「出張マザーズコーナー」を、リラットで開催(月2回)し、事業内容の周知を行う。 ・子育て世代を含む幅広い世代を対象とした就職面接会「ネヤガワジョブマッチングフェア」を産業振興センター(年2回)で開催する。 ・ポスター、チラシ等の掲示や設置による啓発を行う	(人権・男女共同参画課) 133,000円 (子育て支援課・子育てリフレッシュ館) 366,000円 (産業振興室) 284,000円	(人権・男女共同参画課) ・ふらっと市民セミナーの参加者数が目標に達していないため、周知方法を工夫する必要がある。 ・図書の貸出数について、利用率の向上のために周知する必要がある。 (子育て支援課・子育てリフレッシュ館) ・父親が参加しやすい講座・イベントを実施し、父親の育児参加を促進する。 (産業振興室)・参加(利用)率が伸び悩んでいるため、効果的な情報発信方法を検討する。	人権・男女共同参画課 子育て支援課 子育てリフレッシュ館 産業振興室

【資料4】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
31	基本方針1 妊娠からの子育てを支える	2 ワーク・ライフ・バランスの推進		父子健康手帳交付事業	妊娠期からの父親の育児参加を促進するため、父親向けに育児方法を記載した手帳を作成し、妊娠届出時に交付しています。 子育て世代包括支援センター開始に伴い、助産師・保健師と面接の際に、手帳について説明することで、父親の育児参加への意識喚起を行っています。	令和4年9月からNo.23母子健康手帳アプリに統合したため廃止	削除—	—	—	—	—	子育て支援課
32	基本方針1 妊娠からの子育てを支える	2 ワーク・ライフ・バランスの推進		はぐくみベビー、マタニティクラス	健康でよいお産をするために、妊娠、出産、育児等について学び、沐浴実習や妊娠体験などの実習やグループワークを行っています。 支援が必要な妊婦等には、子育て世代包括支援センター等との連携を密にして必要な支援につなげています。	・はぐくみベビー 延べ利用者数 331人 ・マタニティクラス 延べ利用者数 110人	636,800円	3点	引き続き、妊婦期の支援として実施し、安心して出産・育児に取り組めるよう支援を行う。 各地域子育て支援拠点で実施している妊婦向け講座の周知も行き、妊娠期の支援の充実を行う。	710,400円	支援が必要な妊婦等も参加されるため、他部署や他機関と積極的に連携して、実施していく必要がある。	子育てリフレッシュ館
33	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	幼児期の教育(幼稚園、認定こども園)	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えてその心身の発達を支援しています。	(学務課) 市立幼稚園4園で教育を実施した。 在園児数 58人 (令和5年5月1日現在)	137,933,902円	3点	(保育課) 市内の認定こども園(32か所)で、教育・保育を実施し、子どもの心身の発達を助長する。 (学務課) 市立幼稚園2園で教育を実施する。 在園児数 61人 (令和5年5月1日現在)	131,480,000円	(保育課) 幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適度な環境を与え、その心身の発達を助長するよう、引き続き、認定こども園での教育を実施する。 (学務課) 市立幼稚園在園児数に対して、市内施設での定員(量)を確保することができた。	保育課 学務課
34	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	一時預かり事業(幼稚園型)	私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)において、保護者の要請に応じて通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児の預かり保育を実施しています。	・認定こども園(19か所) 延べ利用者数 18,113人	14,849,740円	3点	ニーズに応じ、適切に利用できるよう、実施施設について精査を行う。	25,513,000円	引き続き、延べ利用者数に対して、市内施設での受け入れ可能人数を確保することができるよう努める。	子育て支援課
35	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業	私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)に在籍する保育の必要性のある子どもが、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に預かり保育を利用した際の利用料を無償化しています(月額上限あり)。 (満3歳(3歳になった日から最初の3月31日まで)の子どもは市民税非課税世帯に限ります。)	私立幼稚園預かり保育 延べ1,878人、6,938,670円 認定こども園預かり保育 延べ2,341人、10,532,250円	17,470,920円	3点	私立幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)に在籍する児童の預かり保育を含めた幼児教育・保育の無償化を引き続き実施する。	22,200,000円	これまで私立幼稚園1施設が預かり保育の実施日数が少なかった(200日未満)が、令和5年度から全ての施設で200日以上となったものの、利用者数は減少傾向にあるため、引き続き実施体制について注視が必要である。	保育課
36	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	私立幼稚園副食費補給給付	私立幼稚園に通園している年収360万円未満相当世帯の園児及び全所得階層の小学校3年生から数えて第3子以降の園児の副食費(おかず)相当額の給付を行っています。	給食費の副食費部分について、月額4,700円まで支給を行った。延べ1,612人に給付	5,541,621円	3点	私立幼稚園に通園している世帯収入が年収約360万円未満相当の世帯の園児及び小学校3年生から数えて第3子以降の園児を対象に、副食費相当額について、月額最大4,800円の給付を引き続き実施する。	6,384,000円	保育所等保育料第2子以降の無償化の実施により、保育料は同一世帯の子ども全員をカウントすることとなり、副食費補給給付の対象児童の判定方法との差異が生じている。	保育課
37	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	特色ある幼稚園づくり事業	2年単位で1幼稚園を指定して、特色ある幼稚園づくり事業を実施しています。 各園での活動状況や成果を情報交換、共有し、地域の人との関わりや様々なふれあい体験を充実するとともに、小学校との連続性を意識した取組を進めています。	中央幼稚園を指定園とし体力づくりや実験遊びなどを通して、達成感や成功体験を得ることで生き抜く力の育成につながる、特色ある幼稚園づくりに取り組んだ。	238,820円	3点	本事業については廃止となるが、「考える力」を育む「寝屋川教育」の基礎が形成されるよう、「寝屋川市就学前教育・保育プログラム(ねやっCo-エージェンシープログラム)」に基づき、各年齢に応じた「考える力」の育成につながる取組や、教育・保育環境の充実を図り、0歳から15歳までの15年一貫した寝屋川教育を推進する。	0円	・取組の中で、子ども同士、異年齢児の関わりを通して、自分の意思を相手に伝えること、相手の話を聞くことなどの力を育てる取組を行なった。 ・指定園でない他の3園についても、設定したテーマに沿って、特色ある幼稚園づくりに取り組み、それぞれの成果について園長会等で情報共有を行い、質の向上を図ることができた。	学務課

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
38	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	保育(保育所、認定こども園)	●保育所 保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、保育を行っています。 ●認定こども園 保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、教育及び保育を一体的に行っています。	民間保育所 (管内14カ所、管外13カ所) 入所児童数(R5.4.1現在) 2号認定：788人 3号認定：527人 入所児童数(R6.3.1現在) 2号認定：791人 3号認定：623人 民間認定こども園(幼稚園) (管内27カ所分園含む、管外46箇所) 入所児童数(R5.4.1現在) 1号認定：908人 2号認定：1,388人 3号認定：935人 入所児童数(R6.3.1現在) 1号認定：1,003人 2号認定：1,382人 3号認定：1,080人	5,545,997,178円	3点	保護者が就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、子どもの健全な心身の発達を図るため、教育・保育を行う。	5,893,788,640円	これまで認定こども園化を進めてきたが、就学前児童数の減少傾向が続いていることから、保育ニーズの動向を注視する中で、認定こども園の移行を認めない方針について検討が必要である。	保育課
39	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	幼児教育・保育の無償化事業	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子ども の私立幼稚園の保育料(月額上限25,700円)、保育所等、認定こども園の保育料を無償化しています。また、保育所等を利用していない保育の必要性のある児童の認可外保育施設等の利用について利用給付(月額上限あり)を行っています。	私立幼稚園保育料 860人、262,808,316円 認可外保育施設保育料 593人、19,973,965円	282,782,281円	4点	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子ども の幼稚園(月額上限25,700円)、保育所等、認定こども園の保育料を無償化する。 また、保育所等を利用していない保育の必要性のある児童の認可外保育施設等の利用について利用給付を行う。	317,087,000円	認可外保育施設の利用にあたっては、幼児教育・保育の無償化対象であることの認定がなくても利用ができるため、継続的に制度の周知をしていくことが必要である。	保育課
40	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	地域型保育事業	少人数の単位で3歳未満の子どもの保育を行う地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)を行っています。	事業所内保育事業所(管内2カ所) 小規模保育施設(管外2カ所) 入所児童数(R5.4.1) 3号認定：22人 入所児童数(R6.3.1) 3号認定：35人	70,726,100円	3点	引き続き、2カ所・定員39人(地域枠16人)で実施する。	85,339,200円	小規模保育事業において3～5歳児を受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できること及び地域の実情により必要であれば3～5歳児のみの実施が可能となっており、量の見込みの推移及び各施設の動向を注視する必要がある。	保育課
41	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	保育士バンク事業	保育士資格を有しながら、保育士として就労していない人を対象に研修を行い、職場復帰を支援するとともに、保育士を必要としている施設との橋渡しを行っています。 バンク登録者数の増加及び保育施設への就職につながるよう、ハローワーク枚方と連携・協力し研修内容等の充実を図っています。	ハローワーク枚方と連携・協力した講座・研修を実施するとともに、市内の保育施設に修了者が就労することにより、保育士を確保することで待機児童ゼロを継続できた。 ・研修受講者数 30名 ・バンク登録者 4名(うち登録継続者2名) ・就業者数 2名	74,675円	3点	バンク登録者数を増加させることで就業者数の増加につながるよう、ハローワーク枚方と連携し、受講者のニーズを把握する中で研修内容の改善を図っていく。	97,000円	枚方ハローワークと連携し研修受講者数は一定数を継続できているが、登録者数は減少している。 市内、保育施設での保育士確保に繋げるため、登録者数の増加に向けてより受講者が興味を持つ研修内容を検討する必要がある。	保育課
42	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	食物アレルギー対策事業	食物アレルギーのある子どもに安全な給食を提供するため、民間保育所等に対して補助を行っています。 民間保育所等における事業実施率の向上に努め、食物アレルギー対策の充実を図っています。	《補助内容》 1施設につき1か月当たり上限90,000円 《対象施設》 36施設 《対象者数》 延べ252人	33,805,233円	3点	食物アレルギーのある子どもに安全な給食を提供するため、民間施設に対して給食調理員の人件費の補助を行う。	42,120,000円	食物アレルギーへの対応が必要な子どもは年々増加傾向にあり、安全な給食提供に向けた配慮がより一層必要である。	保育課
43	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	保育コンシェルジュの配置	保育を希望する保護者に対して、ニーズに応じた保育施設や様々な保育サービス等の情報を提供するとともに、保育サービスの利用に関する相談等に対応する保育コンシェルジュを配置しています。子どもや保護者の状況に応じた、きめ細かな対応に努めています。	保育士1人を保育課の窓口配置し、保育サービスが必要とする保護者に対し、きめ細かな相談に応じた。	No.29に事業費含む。	3点	保護者のニーズや意向に寄り添った保育所等の利用案内につながるよう、引き続き、保育コンシェルジュの配置を行っている。	No.29に事業費含む。	保育コンシェルジュの配置に係る費用は国の子ども・子育て支援交付金の対象事業となっているが、保育ニーズの増大が見込まれることに加え、新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた場合に対象となるため、今後、国費の対象外となった場合に継続するか検討が必要である。	保育課
44	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《待機児童ZEROプランR6》 児童受入促進事業	待機児童ZEROプランR6の各事業を着実に推進し、保育士を確保するとともに、保育士等が働きやすい環境を整備することで、年間を通じた待機児童ゼロの継続に取り組んでいます。 ●児童受入促進事業 受け入れが見込める民間及び市立保育所等に配置基準を上回る保育士を配置して、年度途中の児童の受入を促進しています。	民間保育所等33カ所、市立6カ所で実施 確保した保育士数 市立：4人 民間：134人 受入可能となった児童数 市立：8人 民間：294人	64,133,716円	3点	待機児童ZEROプランR6として、引き続き、配置基準を上回る保育士の配置に係る人件費の補助を行う。 ※利用定員を超えて定員の弾力化を活用し年度途中の児童の受入れを行う民間施設には、補助額の上乗せ(30万円⇒45万円/月)を行う。	107,067,000円	保育士の確保が厳しくなっている状況下において、定員の弾力化を活用し年度途中の児童の受入れを行う施設数が減少傾向にある。保育士の確保を積極的に進めていただくため、補助額の加算措置を新たに設けた。	保育課

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
45	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《待機児童ZEROプランR6》 《保育士処遇改善事業》	●保育士処遇改善事業 市独自の保育士の処遇改善を実施し、市内保育所等における保育士の確保及び離職防止を図っています。	対象施設数：39か所 対象保育士数：159人 1年目：59人 2年目：49人 3年目：51人	15,519,130円	3点	待機児童ZEROプランR6として、引き続き、市独自の保育士の処遇改善を行う。 ※北河内各市の公定価格における保育士の人件費と各市の処遇改善内容を踏まえ、採用3年間で守口市に次ぐ北河内2番目の水準に引き上げる。 総額31万2千円⇒54万円	29,592,000円	保育士の確保においては、まずもって処遇の改善が必要であり、保育士1人当たりの処遇改善の額を増加させたが、離職防止につなげるためには、合わせて保育士の業務負担の軽減を図ることが重要である。	保育課
46	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《待機児童ZEROプランR6》 《保育士宿舍借り上げ支援事業》	●保育士宿舍借り上げ支援事業 保育士の家賃負担の軽減を図るため、民間保育所等が保育士の入居用に借り上げた宿舍の費用を補助して、保育士確保と離職防止を図っています。	事業実施施設数：28か所 対象保育士数：55人 一戸当たり月額上限：61,500円 (平成29年4月1日以降に市内民間保育所等に初めて採用された保育士については、一戸当たり月額上限82,000円を補助)	39,183,388円	3点	待機児童ZEROプランR6として、引き続き、民間施設が保育士の入居用に借り上げた宿舍の費用の補助を行う。	43,875,000円	宿舍借り上げ対象事業についても同期間で事業終了となる見込みであり、国の動向に注視しておく必要がある。	保育課
47	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《待機児童ZEROプランR6》 《保育士広域募集支援事業》	●保育士広域募集支援事業 市内で民間保育所等を運営する事業者による北河内7市を超える広域を対象とした保育士求人広告の掲載、就職説明会等への参加費用の補助を行い、保育士採用活動を支援することで、保育士の確保を図っています。	【広告掲載数】 延べ14回(9施設) 【就職説明会等参加数】 延べ22回(15施設)	720,000円	2点	令和5年度にて事業終了	—	コロナ禍において就職説明会が縮小されるなど補助対象施設が減少していたことを踏まえ、より利用実績の高い事業に財源を集中させることで、保育士確保を一層進めていく。	保育課
48	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《待機児童ZEROプランR6》 《待機児童ZEROプランPR》	●待機児童ZEROプランPR 「待機児童ZEROプランR6」を様々な手法により広域で情報発信し、保育士の確保を図っています。	・懸垂幕設置等の啓発事業 ・保育士募集広告(冊子、折込広告チラシ)の活用 ・求人広告冊子への広告掲載 ・PRリーフレット・クリアファイル作成 ・PRリーフレット作成 ・ポスター作製	831,479円	3点	・懸垂幕設置等の啓発事業 ・保育士募集広告(冊子、折込広告チラシ)の活用 ・求人広告冊子への広告掲載	554,000円	年間を通じた待機児童ゼロを継続してきていることの認知度が高くなると同時に保育ニーズも依然高くなっており、保育士の確保が厳しい状況下において、待機児童ゼロを継続していくためにも、保育士確保を更に進めていく必要がある。	保育課
49	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《待機児童ZEROプランR6》 《保育士の子どもの優先入所》	●保育士の子どもの優先入所 月140時間以上、市内保育所等で就労又は就労予定の保護者の子どもの優先入所を行い、子どもを持つ保育士の確保を図っています。	対象人数：12人	—	3点	待機児童ZEROプランR6として、引き続き、保育士の子どもの優先入所を実施する。	—	保育士の確保が厳しい状況下において、待機児童ゼロを継続していくためにも、保育士の職場復帰の支援を進めていく必要がある。	保育課
50	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《待機児童ZEROプランR6》 《潜在保育士就職促進事業》	●潜在保育士就職促進事業 保育士資格取得者で保育所等に就労していない保育士又は保育士離職から一定期間経過した保育士が民間保育所等に就労した場合に、補助(1人1回限り30,000円)を行い、潜在保育士の就労促進を図っています。	対象人数：15人 対象施設数：9か所	450,000円	3点	令和5年度にて事業終了 ※潜在保育士の支援については、エージェンシー型教育Act1プランにおいて新たに開始する「保育補助者雇上強化事業」において潜在保育士の職場復帰支援が拡充されている。	—	これまでの利用実績を踏まえ、より利用実績の高い事業に財源を集中させることで、保育士確保を一層進めていく。	保育課
51	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《待機児童ZEROプランR6》 《保育士試験受験料支援事業》	●保育士試験受験料支援事業 保育士試験によって新たに資格を取得した保育士が民間保育所等に就労した際に、試験受験料の補助を行い、保育士の確保を図っています。	対象人数：2人 対象施設数：1か所	25,400円	1点	令和5年度にて事業終了	—	これまでの利用実績を踏まえ、より利用実績の高い事業に財源を集中させることで、保育士確保を一層進めていく。	保育課
52	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《待機児童ZEROプランR6》 《(仮称)ねやがわ保育セミナー》	●ねやがわ保育セミナー 市内保育所等に就労している保育士等を対象として、年間を通じて保育に関する実務的なセミナーを開催して、保育士の資質向上及び保育士が働きやすいまちであるPRに努め、保育士の確保・定着を図っています。	テーマ別セミナー(14回) 全体セミナー(1回)	727,450円	3点	エージェンシー型教育Act1プランとして、障害児保育や家庭支援などのテーマ別セミナーを引き続き実施するとともに、新たにエージェンシー型教育に関する研修等を実施する。	452,400円	コロナ禍において、オンライン研修等研修方法を工夫して実施してきたものの、参加率が減少した。	保育課
53	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《待機児童ZEROプランR6》 《中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業》	●中堅期保育士キャリアアップ研修支援事業 中堅期保育士がより高度な知識、技術を取得するための支援として、民間保育所等に就労する中堅期保育士のキャリアアップ研修への参加に要する経費を支援し、保育の質の向上を図っています。	対象人数：214人 対象施設数：26か所	1,342,000円	3点	エージェンシー型教育Act1プランとして、引き続き、中堅期保育士のキャリアアップ研修への参加に要する経費の補助を行う。	1,000,000円	給付費に係る処遇改善加算Ⅱの適用については、キャリアアップ研修の修了要件が令和5年度から加えられたこともあり、補助人数は増加傾向にある。	保育課
54	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《幼児教育アドバイザーの配置》	幼児教育・保育の質の向上を図るため、市立幼稚園に、園所の中核となって研修を実施するためのファシリテーション能力や新規採用者等経験の少ない教員への指導助言等を行う幼児教育アドバイザーを配置しています。また、幼児教育アドバイザーを育成するため、大阪府が実施する幼児教育アドバイザー育成研修を受講しています。	総合教育研修センターと連携し、幼児教育アドバイザー育成研修の受講を推進するとともに、地域ブロック内での情報共有や相互理解を図る取組を行った。	0円	3点	総合教育研修センターと連携し、幼児教育アドバイザー育成研修の受講を推進するとともに、地域ブロック内での情報共有や相互理解を図る取組を行う。	—	総合教育研修センターと連携し、幼児教育アドバイザー育成研修の受講を推進するとともに、地域ブロック内での情報共有や相互理解を図る取組を行った。	学務課

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
55	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	外国人につながる幼児への支援・配慮	外国人のための相談窓口を設置するとともに「外国人のための生活ガイド」等を通じて、幼児教育・保育等の情報を提供しています。 幼稚園では、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートしています。 保育所では、給食について、保護者の意向を聞き取り、対応できる範囲で、代替食を提供するとともに、クラス懇談会等の際に、保護者と保育士等の意思疎通が図れるよう、通訳ボランティアを派遣しています。 引き続き、民間団体等と連携し、外国につながる幼児への支援・配慮を行います。	(市民活動振興室) 外国人のための生活相談窓口相談件数：55件(うち子育てに関すること0件) (保育課) ・給食 保護者の意向を聞き取り、除去対応を行う。 ・通訳 クラス懇談会等の際に、保護者と保育士等の意思疎通が図れるよう、通訳ボランティアを派遣しています。 通訳利用回数(3園)クラス懇談会2回 (学務課) 実績なし	(市民活動振興室) 3,332,324円	3点	(市民活動振興室) 引き続き外国人のための相談窓口を設置、外国人のための生活ガイドの周知をすすめる。 (保育課) 引き続き、民間団体等と連携し、日本語でのコミュニケーションが困難な子ども及び保護者への支援・配慮を継続して行います。 (学務課) 必要に応じて、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートする。	(市民活動振興室) 3,528,000円	{市民活動振興室} 「外国人のための生活ガイド」対応言語について、国籍別在住人口数に合わせて精査、追加を検討する必要がある。 (保育課) 様々な国籍・言語の子ども及び保護者が必要な情報を取得でき、適切な保育を受けることができるよう、民間団体等と連携し、必要な支援・配慮を行う必要がある。 (学務課) 必要に応じて、保護者と連携を取りながら、園児が園生活を円滑に送れるようにサポートする体制を維持した。	市民活動振興室 保育課 学務課
56	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	保育所等保育料第2子以降の無償化	市独自の子育て支援策として、同一世帯の子ども全員をカウントし、特に負担感の大きい第2子以降の児童に係る保育所等保育料を無償化することで、対象児童を養育する子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	対象者(年延べ人数)(R5.10～R6.3) ・市立保育所 683人(歳入減) ・民間保育所 1,654人(歳入減) ・民間認定こども園 2,637人 ・民間地域型保育事業 89人 (事業所内保育事業所)	66,249,639円	3点	市独自の子育て施策として、特に負担の大きい第2子以降の保育所等保育料を無償化することで、引き続き、対象児童を養育する子育て世代の経済的負担の軽減を図る。	142,769,180	多子世帯にとって第2子以降の保育所等保育料については、特に負担が大きいため、引き続き、市内外に向けた周知を図る。 また、保育所等保育料の完全無償化の検討が一部の府内市町村(大阪市、守口市等)において、実施及び実施検討されており、本市においても、近隣市町村の動向等を情報収集し、調査・研究を行う。	保育課
57	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《エージェンシー型教育Act1プラン》就学前教育・保育プログラム事業	●就学前教育・保育プログラム事業 0歳から15歳までの切れ目のない子育て・教育環境の実現に向け、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づく事業を就学前施設で実施し、就学前の教育・保育の充実を図ります。	令和4年度に作成した就学前教育・保育プログラムの理解を深める研修を、市内の就学前施設の職員を対象を行うとともに、市独自のエージェンシー教育を策定することで、令和6年度からの0歳から15歳までの一貫した寝屋川教育の実施に繋げる基礎を築いた。 ・研修実施回数 2回 ・参加施設数 42施設 ・参加延べ人数 72人	304,286円	3点	0歳から15歳までの15年一貫教育・保育の実現に向け、保育士が子どもと向き合う時間を確保できる仕組みを用意するとともに、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づく事業を就学前施設で実施し、就学前の教育・保育の充実を図る。	13,980,000円	本事業で作成した「寝屋川市就学前教育・保育プログラム(ねやっCo-エージェンシー・プログラム)」に基づき、今後、エージェンシー型教育を市内施設で実践していく。	保育課
58	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	《エージェンシー型教育Act1プラン》保育補助者雇上強化事業	●保育補助者雇上強化事業 保育士の補助を行う保育補助者を雇い上げ、保育士の負担軽減とこれまで以上に子どもたちと向き合う時間の確保に取組む民間施設への補助を行うことにより、就学前の教育・保育の充実を図る。	【令和6年度新規事業】	-	0点	0歳から15歳までの15年一貫教育・保育の実現に向け、市独自の就学前教育・保育プログラムに基づき、「考える力」を育成する「エージェンシー型教育・保育」を実施する。施設へ保育補助者の雇上費用を補助することで、就学前の教育・保育の充実を図る。	116,835,000円	-	保育課
59	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	布団とおむつのサブスク事業	市立保育所・認定こども園において、午睡用布団のレンタルサービスと紙おむつの定額制利用サービスを導入する。	【令和6年度新規事業】	-	0点	市立保育所等において、希望する保護者に対し午睡用布団・紙おむつの持参を不要とするサービスを提供することで、保護者負担を軽減し、子育て支援の充実を図る。	0円	-	保育課
60	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	きょうだい優先入所	きょうだいで同一園の利用を希望される場合、ご希望の園に受け入れ枠があれば、利用調整基準表の指数にかかわらず、きょうだいの同一園への入園を決定する。	利用調整件数：483件(令和6年4月入所)	0円	3点	利用調整基準表の指数にかかわらず、きょうだいの同一園での利用調整を最優先に行うことで、多子世帯の子育て負担の軽減を図る。	0円	きょうだいのクラス年齢においては、利用調整が可能となる施設が限定されるため、家庭状況や保育ニーズを把握し、受け入れ可能な施設の調整を行う必要がある。	保育課
61	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(2) 多様な保育の提供	就学前教育・保育の調査・研究事業	本市における市独自の就学前教育・保育の実現に向け、就学前教育・保育の著名な専門家、学識経験者及び有識者を招聘し、市独自のプログラム・教材作成のための調査・研究を行う。	令和4年度にて事業終了	-	-	令和4年度にて事業終了	-	-	保育課
62	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(2) 多様な保育の提供	乳幼児の絵本贈呈事業(With Books事業(HOPステージ))	絵本を通して親子で共有する時間を増やし、共に学ぶ機会を提供し、本に親しみ、読み聞かせを通して大人と子どもの愛着を形成し、成長の土台とするため、令和3年4月以降に出生した乳児の世帯及び3歳になる年度までに転入した子がいる世帯に、こども1人あたり4冊の乳幼児向けの絵本を贈呈。	【対象世帯】 ・令和5年4月以降に出生した子どもを持つ世帯 ・令和5年4月以降に転入した0歳から3歳までの子どもを持つ世帯 【配布実績】 ・対象者数 1,680人 ・申請者数(前年度対象者271人、当該年度対象者1,365人)	9,119,981円	3点	事業開始から3年を迎えるにあたり、配布する絵本の一部見直しを行い、16冊中、4冊の絵本の入れ替えを令和6年4月に行う。	11,919,000円	With Books事業(HOPステージ)は、令和4年度から保育課においても事業を実施していることから、必要に応じて、事業間の連携を図っていく必要がある。	子育て支援課

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
63	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	② 多様な保育の提供	絵本ふれあい事業(With Books事業(HOPステージ))	市内保育所等の児童・保護者と職員を対象に、絵本や読み聞かせに関する知識や興味の向上を図るため、年齢に合わせたおすすめ絵本や新刊の紹介、本の選び方や読み聞かせの方法など、絵本に関する講習会を実施する。	市立保育所・幼稚園の児童・保護者と職員を対象に、絵本や読み聞かせに関する知識や興味の向上を図るため、年齢に合わせたおすすめ絵本や新刊の紹介、本の選び方や読み聞かせの方法など、絵本に関する講習会を実施した。 【開催回数】10回 【参加者数】192人	550,000円	3点	市内就学前施設の児童・保護者と職員を対象に、絵本や読み聞かせに関する知識や興味の向上を図るため、年齢に合わせたおすすめ絵本や新刊の紹介、本の選び方や読み聞かせの方法など、絵本に関する講習会を、市立子育てリフレッシュ館で実施する。	0円	市立保育所・幼稚園では事業を実施していくことで、絵本や読み聞かせに関する知識や興味の向上を図ることができた。 今後、市内就学前施設に対象を拡大し、更なる向上を図る。	保育課
64	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	② 多様な保育の提供	図書館探検事業(With Books事業(HOPステージ))	市内保育所等の児童が市立中央図書館を訪問し、絵本の借り方等を体験することで、児童が図書館を知る機会とし、本に対する興味を高める。	市立保育所・幼稚園の児童が市立中央図書館を訪問し、絵本の借り方等を体験することで、児童が図書館を知る機会とし、本に対する興味を高めた。 また、訪問時に読み聞かせコーナーを設置し、読み聞かせを併せて実施した。 【開催回数】9回 【参加者数】234人	326,700円	3点	市内就学前施設の児童が市立中央図書館を訪問し、絵本の借り方等を体験することで、児童が図書館を知る機会とし、本に対する興味を高める。	0円	市立保育所・幼稚園では事業を実施していくことで、図書館を知り、本に対する興味を高めることができた。 今後、市内就学前施設に対象を拡大し、更なる向上を図る。	保育課
65	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	② 多様な保育の提供	延長保育事業	保育所等で、通常の開所時間前後の時間に保育を行っています。	49か所で実施した。(うち、保育所20か所、認定こども園27か所、事業所内保育事業所 2か所) 延べ利用者数94,362人	37,175,099円	3点	市内全ての保育所、認定こども園、事業所内保育事業所で延長保育を実施する。 ※ただし、公立認定こども園では、1号認定児に対する延長保育の実施なし	42,094,700円	コロナ禍において利用人数は減少傾向にあったものの、令和5年度は増加に転じたところであるが、コロナ前まで回復しているとは言えない状況である。	保育課
66	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	② 多様な保育の提供	夜間保育事業	夜間に保護者が就労する場合等に保育を行っています。	1か所(第2寝屋川なかよし保育園)で実施した。 定員：40人	No.60、No.65に事業費含む。	3点	引き続き、1か所(第2寝屋川なかよし保育園)で実施する。	No.60、No.65に事業費含む。	夜間保育のニーズについては、利用者が限定されることもあり、利用定員40人に対して、概ね7割程度で減少傾向にある。	保育課
67	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	② 多様な保育の提供	休日保育事業	休日・祝日等に保護者が就労等の理由で、子どもの保育が常態的に困難な場合に保育を行う。	2か所で実施した。 (ゆりかご保育園、きんもくせい保育園) 延べ利用者数 493人	—	3点	引き続き、2か所(ゆりかごこども園、きんもくせい保育園)で実施する。	—	休日保育のニーズについては、利用者が限定されることもあり、延べ利用者数は横ばい(微減)の状況である。	保育課
68	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	② 多様な保育の提供	一時預かり事業(幼稚園型を除く)	保護者が、用事のあるときや病気の時、リフレッシュしたいときなどに、保育所及び認定こども園並びにRELATTO(リラット)で子どもの一時的な保育を行う。	・保育所及び認定こども園(7か所) 1,799人 ・リラット 2,186人 合計 3,985人	15,625,421円	3点	市民のニーズをくみ取りつつ、効果的な周知を行う。	22,942,000円	利用ニーズは高いので、利用促進のための更なる事業の周知などを行う必要がある。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
69	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	② 多様な保育の提供	子育て短期支援事業(ショートステイ等)	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間(7日程度)預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施。 サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の把握と調整に努めている。	【実施件数】 ・ショートステイ 実利用者数 18人 延べ利用者数 47人 ・トワイライトステイ 利用者数 0人	247,500円	3点	当初7か所で実施するが、ニーズに対応するため、受入施設を増やす等の検討を行う。 また、子育て家庭への周知を引き続き行う。	795,000円	個別の家庭ごとに、本制度の利用に合致する事業かどうかをケースごとに、慎重かつ十分に検討する必要がある。	子育て支援課
70	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	② 多様な保育の提供	病児保育事業	保護者が就労等の理由で、病気や病氣回復期の児童を保育できない際に、病院等に併設する保育施設で児童を預かる「病児対応型」と保育所等に通所中の児童が体調不良となった場合に、医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う「体調不良児対応型」を実施しています。病気が体調不良となった児童に対して、適切な保育を行える環境整備を進めています。	・病児対応型 2か所で実施した。 延べ利用者数 1,731人 ・体調不良児対応型 20か所で実施した。 延べ利用者数 6,090人	(病児対応型) 32,308,000円 (体調不良児対応型) 82,265,357円	3点	引き続き、病児対応型(2か所)、体調不良児対応型(21か所)で実施する。	132,018,000円	病児対応型事業では、コロナ禍において利用者が減少したが、令和5年度はコロナ禍前の水準に戻っている状況にある。インフルエンザ等感染拡大期に利用ができなかったとの意見がある。病院併設となるため、実施事業者が限定される。 体調不良児対応型事業では、実施施設が増加していることから、利用者も増加傾向にある。	保育課
71	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	② 多様な保育の提供	ファミリー・サポート・センター事業	小学校6年生までの子どもの支援を受けた人、支援を行いたい人を登録し、相互援助活動を行うためのコーディネート及び会員の資質向上のための講習等を実施しています。 提供会員の更なる確保のために様々なイベントや地域の子育てサロンなどでの周知を実施しています。	延べ利用者数2,733人 会員数合計943人(依頼会員 787人 提供会員134人 両方会員 22人)	448,195円	3点	・提供会員の更なる確保のため、過去にサービスを受けた元依頼会員への声かけ。 ・交流イベント(ファミサポランド)や子育てサロンなどでの周知を行う。 ・また、提供会員が足りていない地域を抽出し、その地域の子育て支援拠点や子育てサロンに向いて会員を募る。	558,000円	事業内容を周知し、提供会員の更なる確保を行う。	子育てリフレッシュ館

【資料4】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
72	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(2) 多様な保育の提供	一時預かり等の無償化事業	保育の必要性のある児童の保護者が、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用給付(月額上限あり)を行っています。(0歳から2歳までの子どもは市民税非課税世帯に限ります。)	・一時預かり事業 22人、221,050円 ・病児保育事業 3人、10,000円 ・ファミサポ 0円	231,050円	3点	引き続き、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の無償化を実施する。	860,000円	これまで私立幼稚園1施設が預かり保育の実施日数が少なく(200日未満)、一時預かり事業を合わせて利用することもあったが、令和5年度から全ての幼稚園で200日以上となったため、利用者数は減少傾向にある。	保育課
73	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(2) 多様な保育の提供	保育士等処遇改善臨時特別補助金	保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)を引き上げるための措置を令和4年2月より前倒しで実施する。こととされたことを踏まえ、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特別事業実施要綱に基づき、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所に対して補助を行っています。	令和4年度にて事業終了	—	—	令和4年度にて事業終了	—	令和4年10月から給付費に係る処遇改善加算Ⅲに位置付けて事業を実施している。	保育課
74	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(2) 多様な保育の提供	バイバイおむつ事業	保育所等における使用済おむつの持ち帰りを不要とし、利用する保護者の負担を軽減することで、子育て支援の充実を図ります。	保育所等における使用済おむつの持ち帰りを不要とし、利用する保護者の負担を軽減することで、子育て支援の充実を図った。 【実施件数】 ・民間保育所等 43件 ・市立保育所 6件	0円	3点	引き続き、保育施設での使用済おむつの当該施設で回収することで、保護者の負担をなくしていく。	0円	使用済おむつを保育施設で回収することで、持ち帰の際のにおいや衛生面等の負担をなくすることができた。	保育課
75	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	1 子どもの育ちの場の充実	(2) 多様な保育の提供	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケアに関する技能及び経験を有する者(医療的ケア児保育支援者)を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修等の受講を推奨するほか、市区町村において医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築し、医療的ケアに関する技能及び経験を有する者(医療的ケア児保育支援者)を配置した事業所に対して補助します。	<保育課> ・民間保育所・認定こども園 加配対象児数 3人 実施施設 2施設	17,926,257円	3点	引き続き、医療的ケア児の受入を可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上に取組む民間施設に対して補助を行う。	23,460,000円	医療的ケア児を受け入れるためには、バリアフリー環境や必要な人員配置等ハード面の整備と専門的な知識の獲得や専門機関との連携等が必要である。	保育課
76	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	2 就学後の子どもの健全育成	(1) 放課後の居場所づくりの推進	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、学校の放課後及び長期休業等に適した遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っています。保育環境の向上に向け、余裕教室の確保や児童指導員等の確保に努めています。	24か所、41クラブで実施した。 児童会室のエアコンの入替設置や設備の修繕等を行った。 土曜開所を12小学校で実施した。 定員目標数【確保方策】 2,550人	518,578,215円	3点	23か所、41クラブで実施する。 児童会室のエアコンの入替設置や設備の修繕等を行う。 土曜開所を12小学校で実施する。 定員目標数【確保方策】 2,740人	635,212,000円	保育環境の充実に向け、余裕教室の確保や児童指導員の確保。	社会教育推進課
77	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	2 就学後の子どもの健全育成	(1) 放課後の居場所づくりの推進	放課後子供教室推進事業	小学校の放課後等に、学習支援や校庭開放、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を提供し、児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、健全育成を図っています。放課後児童対策事業の一体的な取組を進めるために、実行委員会組織づくりや人材確保を支援しています。	放課後子ども総合プランに基づく全24小学校で実施した。 ・放課後子供教室実施回数 2917回 ・子どもの参加人数 124,002人 ・大人の参加人数 13,512人 合 計 137,514人	33,824,731円	3点	放課後子ども総合プラン全23校による、放課後児童対策事業の一体的な取り組みの推進。	43,301,000円	放課後子供教室実行委員会の人材確保及び育成支援	社会教育推進課
78	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	2 就学後の子どもの健全育成	(1) 放課後の居場所づくりの推進	子ども食堂支援事業	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子ども食堂を開設・運営する団体を支援しています。市域全体に活動が広がるよう、実施を検討している団体からの相談に応じています。	子ども食堂を開設し運営する団体に、子ども食堂支援事業補助金を交付した。 【補助団体数】13団体 子ども食堂を運営する団体間の連携に対する支援として、新たに実施を検討する団体等に既に実施している運営団体の視察を案内するとともに、運営団体の衛生管理等の取組事例を他団体に情報提供するなどの取組を進めた。	2,177,034円	3点	引き続き、子ども食堂を実施する上での課題や解決策を情報共有し、情報提供する等、団体との連携を密にする。 他の地域においても、子ども食堂を開設し運営されるよう、社会福祉協議会等と連携し、子ども食堂の周知等を行う。 活動実績をより的確に把握するとともに、子ども食堂支援の在り方を検討する。	4,039,000円	・予想を大きく超える子どもが参加すると、配食が足りなくなったり、十分な子どもの見守りや支援ができなくなり、体制上難しくなる。 ・他の地域においても、子ども食堂が開設されるような働きかけが必要である。 ・子どもが後片付けをしたり、気になる子どもが自分の意志で参加するなど、子ども食堂に参加する子どもの様子が変わってきた(効果があった)。 ・アレルギーの把握と対応が必要になっている。 ・コロナ禍を経て子ども食堂の周知等の活動や支援の在り方を検討する必要がある。	こどもを守る課

【資料4】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
79	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	2 就学後の子どもの健全育成	② 幼・保・小の連携強化	教育に関する調査研究事業	子どもたちに学ぶ習慣と学び続ける力を身につけさせる「ねやがわスタンダード」の確立を目指し、各分野で調査・研究を推進します。また、研究成果の報告会等の実施を通して、研究内容を学校園に広く周知することで、より質の高い教育の充実に努めています。	●各校での実践や視察での知見をまとめた「ねやがわスタンダード(ver.5)」 「ねやがわディベート(ver.5)」冊子を作成し、幼・小・中市内全教職員へ配付し、指導の方向性を共有した。	4,654,533円	3点	●幼・小・中学校園の連携・接続を図り、それぞれの教育力を高めるための教育活動を実施し、具体的な方法や、検証方法に基いた研究を進める。 ●子どもたちに学ぶ習慣と学び続ける力を身につけさせる「ねやがわスタンダード」の充実に向け、更なる調査・研究を進める。	5,093,000円	幼・保・小・中の連携につながる研究の充実や、情報共有の機会の充実を図る必要がある。	総合教育研修センター
80	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	2 就学後の子どもの健全育成	② 幼・保・小の連携強化	小学校就学前児童と小学生との交流	幼稚園教諭、保育士、小学校教員の合同研修、交流等を通して、相互の指導内容や地域の子どもの状況を共有し、連続したきめ細かな教育の実現に努めています。また、小学校就学前子どもと小学校との交流により、コミュニケーション能力の向上等互いの成長支援を行っています。 継続的な取組により成果が現れてきており、異年齢交流の機会の充実に努めています。	(学務課) 幼稚園教諭、保育士、小学校教員による合同意見交流会の実施により、相互理解や子どもの状況の共有等の充実を図ることができた。 (保育課)	—	3点	(保育課)・幼稚園教諭、保育士、小学校教員による合同意見交流会の実施により、相互理解や子どもの状況の共有等の充実を図るとともに、異年齢交流会を通して就学前児童と小学生が共に学び合い、異年齢間でのコミュニケーション能力の向上等、成長できるような、引き続き、交流等の充実を図っていく。 (学務課) 幼稚園教諭、保育士、小学校教員による合同意見交流会を活性化させ、相互理解や子どもの状況の共有等のさらなる充実を図る。	—	(保育課)・幼稚園教諭、保育士、小学校教員による合同意見交流会の実施により、相互理解や子どもの状況の共有等の充実を図るとともに、就学前児童と小学生が共に成長できるような、異年齢交流の機会の充実を図った。	保育課・学務課・教育指導課
81	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	2 就学後の子どもの健全育成	② 幼・保・小の連携強化	英語村(英語力向上プラン)事業	市内幼稚園、保育所園、認定こども園の5歳児を対象に、外国人英語講師による英語活動の体験を通じて、就学前の子どもが英語に親しむことで、英語の楽しさを味わい、小学校の外国語活動(国際コミュニケーション科)への効果的な接続を図っています。	●申込実績:市内54園所中、34園所申込み ●実施実績:34園所実施(複数回実施あり) 延べ70回実施 延べ1,665名参加 英語村常駐NET2名と総合教育研修センタースタッフ2名で訪問	9,809,591円	3点	引き続き、市内幼稚園、保育所園、認定こども園の5歳児を対象に広く周知し、各園所に訪問して実施する。子どもたちの身近な内容からプログラムを設定し、身体を使って英語に慣れ親しみながらコミュニケーションを図るための資質・能力の素地を養う取組を実施する。	9,478,000円	すでに実施している園においては、満足度が高く、就学前の集団での体験や外国語へのふれあいが、幼小のスムーズな接続の一助となっているが、まだ実施に至っていない園所について、理解を得ながら事業を進めていく必要がある。	総合教育研修センター
82	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	2 就学後の子どもの健全育成	② 幼・保・小の連携強化	学校連携配送事業	児童・生徒が教科学習や調べ学習で活用できるよう、1回あたり約100～200冊の図書を、月1回、中央図書館から各学校へ配送するとともに、児童・生徒のタブレットから予約された中央図書館の本を週1回、各小中学校へ配送します。	市立小中学校への図書配送により、図書館資料の効果的な活用を進め、児童・生徒の考える力を育む学習環境の更なる充実を図った。児童生徒により多くの図書を届けられるように、貸出冊数を1冊から2冊に拡充。 R5年度貸出冊数 3,619冊	5,194,750円	3点	令和6年度は、校長会にて、制度の周知を行うなど、学校現場と協力しながら事業を推進しており、今後も、児童・生徒の考える力を育む学習環境を充実させるとともに、効果的な周知を図る。	5,136,000円	市立小中学校への図書配送により、図書館資料の効果的な活用を進め、児童・生徒の考える力を育む学習環境を充実させるとともに、児童・生徒がより使いやすい環境とするよう、効果的な周知について検討していく必要がある。	中央図書館
83	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業	指定管理者による運営管理のもとで、就学前障害児を対象に、保育、訓練等、療育を行っています。 また、保育・訓練・相談・施設支援等、寝屋川市の療育システムの中核としての役割を果たしています。	【児童発達支援センターの園児数】 ・あかつき園 25人 ・ひばり園 46人 ・第2ひばり園 49人 【あかつき・ひばり療育相談室実績】 ・相談人数 321人 ・相談件数 2,551件	230,090,050円 修繕料：6,698,450円 委託料：219,898,000円 備品購入費：3,493,600円	3点	継続実施	225,134,000円 修繕料：650,700円 委託料：224,483,000円	令和6年度施行の改正児童福祉法にかかる中核的な機能を果たすため、これまでの児童発達支援センターの機能による療育水準を維持・向上に加え、各事業所へのスーパーバイズや地域のインクルーシブの推進を求められている。	子育て支援課
84	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		児童発達支援事業(どんぐり教室等)	ことばの遅れや発達上の課題のある乳幼児の療育及び保護者への指導・援助を実施しています。 児童発達支援センターや幼稚園等との連携を図っています。	【どんぐり教室実利用人数】 ・67人 【令和5年度進路状況】 ・ひばり園 7人 ・私立幼稚園 6人 ・こども園(1号) 15人 ・こども園(2号) 1人 ・公立、民間保育所 6人 ・転居等 1人 計 36人	246,576円 一般消耗品費：39,989円 賄材料費：2,592円 医薬材料費：3,745円 保険料：125,850円 使用料：59,400円 負担金：15,000円	3点	継続実施	572,000円 一般消耗品費：39,941円 修繕料：337,000円 賄材料費：3,000円 医薬材料費：2,070円 保険料：125,850円 使用料：60,000円 原材料費：2,340円	・療育を専門とする専門職(児童指導員・保育士)の確保・育成が必要である。 ・実務経験と研修の受講が必須である「児童発達支援管理責任者」の育成が必要である。	子育て支援課
85	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		放課後等デイサービス事業	学校通学中の障害児が、授業の終了後又は休業日に、放課後等デイサービス事業所に通って、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を図っています。 適正な支給決定に基づき、事業所での訓練等を通じて、障害児の自立促進及び居場所づくりを推進しています。	事業所での訓練等を通じて、障害児の自立促進及び居場所づくりを推進した。 延べ人数 12,684人 延べ日数 90,357日	1,090,169,868円	3点	就学中の障害児に対して、「授業の終了後又は休業日」に生活能力向上のため、必要な訓練、社会との交流の促進のための支援を行っていく。	1,154,854,000点	引き続き、適正な支給決定に基づき、事業所での訓練等を通じて、障害児の自立促進及び居場所づくりを推進することが必要である。	障害福祉課

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
86	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		障害児保育	幼稚園・保育所・認定こども園・留守家庭児童会において、肢体不自由児、知的障害児、発達障害児等を含め、育ち合いの保育を実施しています。 配慮を必要とする児童の状況に応じて適切な保育・教育環境が確保できるよう、加配教員・保育士の配置を行います。また、留守家庭児童会においては、障害特性の理解に関する指導員の研修実施や加配を行っています。	(保育課) ・市立保育所 加配保育士数 18人 加配対象児数 31人 ・民間保育所・認定こども園 加配対象児数 82人 (学務課) 発達・障害の状況に応じた集団生活がスムーズにできるように、加配教員の配置を行った。 特別配慮児加配教員数 5人 延べ要配慮児数 24人 <社会教育推進課> 子どもの発達状況や特性を踏まえた育成支援が行えるよう、加配指導員の確保に努め、関係機関と連携を図り健全育成事業を実践した。 ・加配指導員数 48人 ・加配対象児数 178人	(保育課) 【補助金額】 184,129,265円 (学務課) 11,483,114円 (社会教育推進課) 94,833,000円	3点	(保育課) 各保育所及び認定こども園の配慮を要する児童の状況に応じて加配職員を配置し、その育ちを促すための保育を実施する。 (学務課) 要配慮児数に応じ、発達・障害の状況に応じた集団生活がスムーズにできるように、加配教員を適切に配置する。 特別配慮児加配教員数 6人 延べ要配慮児数 29人 (社会教育推進課) 多様化する子どもへの理解を深めるため、内部及び外部講師による研修会の実施及び児童指導員へのアドバイスの強化を行う。また、互いに理解し合える取組について検討し、実践する。 ・加配指導員数 83人 ・加配対象児数 317人	(保育課) 183,000,000円 (学務課) 1,782,400円 (社会教育推進課) 123,186,000円	(保育所) 配慮を要する児童の状況に応じた加配保育士を配置することで、その育ちを促すとともに、民間保育所等が補助金を活用し障害児保育を推進することで、その育ちを支えることができた。 (学務課) 要配慮児数に応じ、発達・障害の状況に応じた集団生活がスムーズにできるように、加配教員を適切に配置した。 (社会教育推進課) 加配指導員の資質向上及び人材の確保	保育課 学務課 社会教育推進課
87	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		巡回相談	幼稚園・保育所等に在籍している障害児等の発達診断・相談を幼稚園・保育所等において実施しています。 関連部署や専門機関との連携により、保育内容の充実に向けた取組を進めています。	【対象児数】 ・公立保育所 108人 ・民間保育所・こども園 329人 計437人 【巡回相談実施数】 ・公立保育所 6か所 延196人 ・民間保育所・こども園 43か所 延534人	一般消耗品費：61,036円 負担金：11,000円 旅費：3,200円	3点	継続実施	報酬：3,096,347円 一般消耗品費：67,042円 備品購入費：169,400円 負担金：35,000円 旅費：204,560円	・発達相談担当職員（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理師等）の確保・育成が必要である。	子育て支援課
88	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		居宅介護	障害児の居宅における入浴、排せつ及び食事等生活全般にわたる援助を行っています。 適正な支給決定に基づき、ホームヘルプサービスを通じて、障害児及び障害者の自立生活への支援を行っています。	ホームヘルプサービスを通じて、障害児の自立生活への支援を行った。 延べ時間 3,771時間	25,998,500円	3点	障害児の居宅において、入浴、排せつ及び食事等生活全般にわたる援助を行う。	29,057,000円	引き続き、適正な支給決定に基づき、ホームヘルプサービスを通じて、障害児及び障害者の自立した生活への支援を行うことが必要である。	障害福祉課
89	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児に対し、地域における社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行っています。 外出時の支援を通じて、障害児及び障害者の地域生活における自立と社会参加を支援しています。	ガイドヘルパーによる外出時の同行支援により、障害児の地域における余暇活動や社会参加を支援した。 延べ件数 340件	3,467,543円	2点	屋外での移動が困難な障害児及び障害者について、支援を行うことにより、地域生活における自立と社会参加を支援する。	4,022,350円	引き続き、適正な支給決定に基づき、外出時の支援を通じて、障害児及び障害者の地域生活における自立と社会参加を支援することが必要である。	障害福祉課
90	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある専門スタッフが、保護者からの依頼に基づき、保育所等を訪問し、障害児や保育所等のスタッフに対し、集団生活における障害児支援について専門的な見地からのアドバイスをしています。 専門スタッフのノウハウを伝達することにより、障害児保育の質の向上を図っています。	児童発達支援センターのスタッフが保育所等を訪問することにより必要な支援を行った。 実利用人数 75人 延べ利用件数 318件	8,131,256円	3点	保護者等の申請に応じて、専門スタッフが保育所等を訪問し、児童及び保育所等の職員に対して、必要な支援を行っていく。	14,177,000円	引き続き、専門スタッフが保育所等を訪問し、指導経験のノウハウを伝授する等職員に対しての更なるスキルアップを推進することが必要である。	障害福祉課 子育て支援課
91	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		就学相談等小学校との連携	小学校就学前子ども・保護者への就学相談と、入学後の相談支援を行っています。 支援学級見学会、教育相談を通して学校と保護者との間で合理的配慮についての合意形成を行うとともに就学後の継続的な支援を行っています。	・小、中学校ともに春と秋の年2回実施した。保護者に対し、早期から具体的な情報提供の機会を設定した。 ・11月に就学に関する教育相談を実施し、適切な教育・支援のための方向性を保護者とともに考えることができた。 ・教育支援委員会では、有識者より就学先決定に関する意見を聴取した。	教育支援委員会委員報酬 9,000×3人×4回＝ 108,000円	3点	・引き続き小、中学校ともに学校支援学級見学会を実施し、支援教育の情報提供に努める。 ・教育相談を継続する。 ・教育支援委員会の充実を図る。 ・関係機関との連絡会を開催し、入学後の教育相談に活かす。	教育支援委員会委員報酬 9000×3人×4回＝ 108,000円	・就学前施設からの情報共有の在り方 ・効果的な教育相談の実施	子育て支援課 教育指導課
92	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		短期入所	家族等が疾病等を理由に、一時的に居宅において介護ができなくなった場合に、一時的に障害者支援施設等に入所する事業を行っています。 短期間の入所支援を通じて、障害児及び障害者の生活支援と家族等の介護を支援しています。	障害児について、当該施設等に短期間の入所をさせ、必要な支援を行った。 延べ利用日数 1,091日	21,191,587円	3点	家族等が疾病等を理由に、一時的に居宅において介護ができなくなった場合に障害児及び障害者を一時的に障害者支援施設等に入所する事業を行う。	22,652,000円	引き続き、適正な支給決定に基づき、短期間の入所支援を通じて、障害児及び障害者の生活支援と家族等の介護を支援することが必要である。	障害福祉課
93	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		サポート手帳の活用	一人ひとりの成長を記録する「はちかづきノート」、支援を受ける際の注意点を記入する「知って帳」を活用して、成長段階に応じた支援が切れ目なく適切に行えるよう努めています。 サポート手帳の周知を図るとともに、支援学校、教育委員会、保育所等関係機関や保護者に働きかけて、活用を促進しています。	・はちかづきノートを書こうの会を2回実施した。 ・支援学校進路説明会に参加し、サポート手帳のPR及び配布を行った。 配布数 サポート手帳 105冊 知って帳 93冊	317,800円	3点	引き続き、親の会による「はちかづきノート」を書こうの会を年2回実施する等し、サポート手帳のPR・配布・活用方法の説明を実施していく。	165,000円	サポート手帳（はちかづきノート、知って帳）配布後に、実際に記入できていない事例がみられた。	障害福祉課

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
94	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		寝屋川市自立支援協議会の機能の充実	乳幼児期からのライフステージを通じた継続的な支援を充実させることを目的に、地域の障害者支援関係機関のネットワークである寝屋川市自立支援協議会に障害児部会を設置し、サポート手帳をツールとして活用するなど、障害児支援関係機関の連携を強化しています。 障害児の支援にかかる社会資源及び療育システムについて関係機関との情報共有を行い、将来を見通した適切なサービスを選択・利用できるよう努めています。	・制度改正の関係通知・ガイドライン等の情報共有を行った。 ・支援の中で問題点を出し合い解決策を議論する等、関係機関との連携を強化した。 障害児部会開催回数 5回	-	3点	市における障害児支援に係る資源及びシステム等の基本知識について情報共有を行い、関係機関との連携を強化する。	-	幅広い関係機関における制度や社会資源の移行が早いこと、よりスピード感を持った情報、課題の共有が求められる。	障害福祉課
95	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		子ども用補聴器電池交換費用助成事業	18歳未満の難聴児の保護者に対し、子育て支援の一環として、補聴器電池交換費用の一部を助成しています。 制度を周知し、保護者の経済的負担軽減を図っています。	子育て支援の一環として、補聴器電池交換費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図った。 両耳：6名 片耳：1名 補聴器：13台分	56,101円	3点	18歳未満の全ての難聴児の保護者に対し、福祉の増進を目的とし、子育て支援の一環として、補聴器電池交換費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	300,000円	子育て支援の一環として、幅広く経済的負担の軽減を図るため、制度の周知を図る。	障害福祉課
96	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		難聴児補聴器等交付事業	18歳未満の難聴児を育てている保護者に対し、補聴器購入費等の一部を助成しています。 制度を周知し、福祉の増進と保護者の経済的負担軽減を図っています。	購入 両耳：3名 片耳：0名 修理 両耳：3名	249,373円	3点	18歳未満の難聴児を育てている保護者に対し、補聴器購入費等の一部を助成することにより、福祉の増進を目的とし、子育て支援の一環として、経済的負担の軽減を図る。	530,000円	子育て支援の一環として、幅広く経済的負担の軽減を図るため、制度の周知を図る。	障害福祉課
97	基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える	3 障害児支援の充実		発達障害児者及び家族等支援事業	保護者が子どもの発達障害等の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身に付けることを支援するため、ペアレント・プログラム(保護者に対するグループ支援型プログラム)を実施しています。	参加者 8名(内：修了者6名) 1セット(6回開催)	34,000円	3点	発達障害等の特性を持つ子どもの保護者に対し、適切に対応するための知識や方法を身に付けるためのペアレント・プログラム(保護者に対するグループ支援型プログラム)を実施し、必要な支援を行っていく。	49,000円	・参加者によるペアワークを行うが、子どもの年代が異なるため、参加者同士の共感がしづらい場面がある。 ・教育機関との連携が必要。	障害福祉課
98	基本方針3 地域で子育てを支える	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり		地域子育て支援拠点事業	就学前までの子どもとその保護者を対象とした「子育て支援センター」、概ね3歳未満の子どもとその保護者を対象とした「つどいの広場」において、交流の場の提供、子育てに関する相談、情報提供等を実施しています。	・延利用者数 137,163人 【内訳】 子育て支援センター 110,364人 つどいの広場 26,799人 ・年3回の地域子育て支援拠点連絡会議や各拠点の相互視察を行うことで、相互連携及びスタッフの資質向上を行った。	89,167,023円	3点	引き続き、地域子育て支援拠点連絡会議などを通じて連携を密にするとともに、リラットとの連携など、利用者の増加につながる取組を検討する。	91,898,000円	子育て家庭の交流や情報提供の場として必要な事業であり、各施設の連携をより密にすることで、利用者の増加につながる必要がある。	子育て支援課
99	基本方針3 地域で子育てを支える	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり		幼稚園の地域開放、ふれあい文庫	幼稚園における園庭及びふれあい図書ルームの開放を通じ、子育て相談や未就園児の来園機会を提供しています。 ふれあい文庫を地域の未就園児の集いの場として、また親子のふれあいの場として今後も活用し、未就園児と保護者の仲間づくりにつなげます。	園庭開放・ふれあい図書ルームを市立幼稚園4園で実施した。 ふれあい図書ルーム 延べ利用者数 58人	135,160円	3点	園庭開放及びふれあい文庫を地域の未就園児の集いの場として、また親子のふれあいの場として今後も活用の充実を図る。	76,000円	園庭開放及びふれあい文庫を地域の未就園児の集いの場として、また親子のふれあいの場として地域に提供することができた。	学務課
100	基本方針3 地域で子育てを支える	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり		子ども読書活動の推進	赤ちゃんとお母さんが一緒に楽しめる絵本の講座の開催等、図書館での絵本の読み聞かせ等を実施しています。 子どもが読書に関心を持つきっかけづくりとして、読書通帳を配布しています。 おはなしの入門講座や絵本の読み聞かせ講座を通じて、子ども読書活動推進を担う人材の育成に取り組んでいます。	「だっこでよんで、あそんでよんで」(全9回) 延べ利用者数 130人 「絵本の読み聞かせ(絵本タイム)」 西北コミセン(全50回) 延べ利用者数 714人 東図書館(全102回) 延べ利用者数1,398人 駅前図書館(全50回) 延べ利用者数 725人 「にこにこ赤ちゃん」 (全49回) 延べ利用者数 915人。	2,998,572円	3点	令和6年度に開設した、望が丘ブランチャ(地域交流スペース)で、定期的な絵本の読み聞かせを実施するとともに、現在行っている定例行事等も含め、それぞれの活動の中で相互に周知を行うことで、子どもの読書活動の推進を図る。	4,125,000円	図書館での絵本の読み聞かせ、読書通帳の配布、読書活動推進を担う人材の育成等を通じて、子どもの読書活動を推進してきたが、それぞれの活動が互いに関わりを持ち、相乗効果を発揮させられるような取組が必要となる。	中央図書館
101	基本方針3 地域で子育てを支える	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり		地域子育て支援事業	保育所等において、地域の就学前までの子どもとその保護者を対象として、所庭開放、広場、育児教室、育児相談、体験保育、出前保育、子育てサークル支援等、地域の子育て支援を行っています。 保育を通じて蓄積された子どもの育ちや子育てに関する知識・技術等を生かし、保護者の相談対応を通じて子育て不安や負担軽減に努めています。	地域子育て支援事業補助金 ・保育所及び認定こども園(25か所)	26,071,237円	3点	地域で活動する子育て支援団体との連携を強化しつつ、事業周知を徹底する。	40,800,000円	市民のニーズに適切に対応するために、地域で活動する子育て支援団体との連携を強化する必要がある。	子育て支援課 子育てリフレクシブ館

【資料4】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
102	基本方針3 地域で子育てを支える	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり		子育て応援サポーター事業	子育て応援サポーター(保育士)が子育て支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立化防止に努めています。サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めています。	・活動実績 127回 ・4か月健診や各種教室に参加し、地域子育て支援拠点などの子育て支援施設への同行を行うことで、子育て家庭の孤立化を防いだ。	27,824円	3点	研修の受講による子育て応援サポーターの資質向上を図るとともに、地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、関係機関との連携を強化する。	36,000円	地域子育て支援拠点などの来所型施設との連携を行い、保護者のニーズに即した施設への同行や情報提供を行う。	子育て支援課
103	基本方針3 地域で子育てを支える	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり		子育て応援リーダー事業	地域の子育て支援を担う人材を育成して、リーダーズバンクに登録し、地域の子育て支援活動を行うことで、地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安や負担の軽減に努めています。様々な活動に対応するため、研修などを通じてリーダーの資質向上に努めています。	・年間1,057回の活動を通じて各種子育て支援事業の補助及び子育て情報のPRを行った。 ・一時保育を行うことで、保護者がリフレッシュできる講座の実施を補助した。	438,593円	3点	・外部講師を招いた研修や子育て応援リーダー報告会を通じて資質向上を行う。 ・リラットでの講座に伴う一時預かりなど、活動の場が増加していることに伴い、新たな子育て応援リーダーの養成について検討する。	1,142,000円	子育て情報の提供や一時保育など、活動が多岐に渡るため、研修会、報告会などを通じて資質向上を行う必要がある。	子育て支援課
104	基本方針3 地域で子育てを支える	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり		ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン交付事業	主に在宅で子育てをしている保護者に、本市の子育て支援サービスを一層利用してもらえるよう、出生届を提出した子ども等の保護者にクーポンを交付しています。	廃止(R4～)	-	-	-	-	-	子育て支援課
105	基本方針3 地域で子育てを支える	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり		子育てリフレッシュ館の運営	子どもや保護者のリフレッシュを図るため、平成30年度に開設したRELA T T O(リラット)で、一時預かり事業、遊びスペース、リフレッシュ講座等の運営を行っています。また、市内外に、館の魅力や取組を、様々な媒体を活用して情報発信を行っています。	各種PRを行うことで、利用促進を行い、子育て支援の充実に努めた。 【利用実績】 ・子どもの遊びスペース 延べ 35,636人 ・一時預かり 延べ 2,186人 ・講座・イベント 延べ 1,814人 ・子育て世代包括支援センター 398人	11,567,568円	3点	利用促進に資する取組や新住民の定着に向けたイベントに取り組む。	12,072,000円	各種PRを行うとともに、利用者の意見を反映した講座・イベントを実施することで利用者の満足度向上を図り、更なる利用促進につなげる。	子育てリフレッシュ館
106	基本方針3 地域で子育てを支える	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり		キッズ・スマイル・パーク(遊びスペース)使用料減免(多子世帯応援事業)	多子世帯の負担の軽減等を図るため、市内に住所を有する、多子世帯における第2子以降の子どもに係るキッズ・スマイル・パーク(遊びスペース)使用料を減免し、事業開始をPRしながら、利用を促します。	2人目以降無料として事業実施。 延べ利用人数 4,049人	0円	3点	引き続き事業の周知に努める。	0円	事業の周知に努める。	子育てリフレッシュ館
107	基本方針3 地域で子育てを支える	2 保護者に寄り添う支援の実施		養育支援訪問事業	養育支援が特に必要である家庭に対し、保育士、保健師等が計画的・継続的に訪問支援等を行い、適切な養育を実施しています。家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、関係機関と連携した取組を進めています。	91件	20,458円	3点	継続実施 養育支援が必要な家庭に保育士・保健師が訪問し、計画的継続的な訪問を引き続き行う。関係機関との連携も行う。	25,000円	家庭の抱える課題も多様化し、養育支援が必要な家庭も増加傾向にある。	子育て支援課
108	基本方針3 地域で子育てを支える	2 保護者に寄り添う支援の実施		育児援助・家事援助事業	出産後、親族等の支援がない家庭や、保育士等が訪問している養育困難家庭等に対し、必要に応じて育児援助・家事援助ヘルパーを派遣し、自立に向けての支援を行っています。利用希望の増加に対応できる体制と利用者の利便性の向上に努めています。	497件	1,316,100円	3点	令和6年度に養育支援訪問育児援助・家事援助から、子育て世帯訪問支援事業に移行。	0円	こども家庭センターの設置に伴い、令和6年度に養育支援訪問育児援助・家事援助から、子育て世帯訪問支援事業に移行。	子育て支援課
109	基本方針3 地域で子育てを支える	2 保護者に寄り添う支援の実施		こども相談	18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行っています。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応しています。相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。	相談件数 実数2,271件 延件数22,687件 (うち虐待相談1,871件) 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、適切な支援を行うために、関係機関と情報共有を行い、迅速な連携を図っています。	12,040,607円	3点	子どもに関するあらゆる相談が気軽に行えるようにホームページ等で情報を発信し、相談先の周知を図る。	13,092,992円	子どもに関するあらゆる相談が気軽に行えるよう、更なる周知を行う必要がある。	こどもを守る課

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
110	基本方針3 地域で子育てを支える	2 保護者に寄り添う支援の実施		家庭教育サポーター派遣事業	地域の子育て経験者や専門家による「家庭教育サポートチーム」を設置し、小学校と連携して、支援が必要な家庭に対して訪問・相談活動・児童支援を行っています。サポーターの資質向上に努めるとともに、効果的な活用ときめ細かな家庭教育支援を推進しています。	・家庭教育サポーターを全24小学校に配置し、家庭教育アドバイザー(SSW)1名と合わせ、「家庭教育サポートチーム」として活動した。 ・夏季休業中には、児童生徒支援人材と連携し、小学1年生の保護者に対し、電話連絡をした。 【家庭訪問回数】2,282回 【相談件数】4,403件 【児童支援件数】10,084件	23,103,374円	3点	・小中一貫校ができた事により、配置校が23小学校になる。 ・家庭教育サポーターは24名を任命し、1名をエリア担当として、各校のサポーターに活動の助言等を行う。 ・家庭教育アドバイザー(SSW)1名と合わせ「家庭教育サポートチーム」として活動するとともに、研修や交流会を通じ、サポーターの資質向上を図る。 ・夏季休業中に児童生徒支援人材と連携して、小学1年生全員に電話連絡及び家庭訪問を行う。	25,921,000円	家庭教育サポーターの資質向上及び人材の確保、定着	社会教育推進課
111	基本方針3 地域で子育てを支える	2 保護者に寄り添う支援の実施		家庭教育学級事業	子育て世代の市民を対象に、家庭教育の充実を図るため、情報・学習の場の提供や交流・仲間づくりを目的に、各小学校において保護者や地域の方を対象とした家庭教育講座を実施するとともに、家庭教育支援者向けの連続講座を実施しています。より多くの市民の参加を促すため、小学校等と連携して周知と内容の充実を図っています。	・年間30講座を実施した。 ○家庭教育講座 開催数：24回 受講者数：2,217人 ○家庭教育支援者スキルアップ講習会 開催数：6回 受講者数：226人	865,603円	3点	・年間29講座を実施する。 ・より多くの市民に受講してもらうため、小学校等と連携し、講座内容の充実や開催方法及び周知方法を検討する。	930,000円	受講者の増加及び講座内容の充実	社会教育推進課
112	基本方針3 地域で子育てを支える	2 保護者に寄り添う支援の実施		子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待等防止を一層推進するため、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等により、課題を抱える家庭等の早期把握・早期対応を図っています。	児童虐待等防止を一層推進するため、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等により、子どもたちの僅かな変化や兆しを見逃さず、情報共有を図り、適切な支援につなげることで、児童虐待等の未然防止、早期対応を図った。 【配置】社会福祉士(会計年度任用職員)1名 【子ども家庭総合支援拠点関係会議】 1回(2月) 【子ども家庭総合支援拠点実務者会議】 2回(7月・11月)	16,600,756円	3点	児童福祉法の法改正により子ども家庭総合支援拠点が削除され、令和6年度から設置努力義務となった子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの双方の機能を有する「こども家庭センター」を令和6年4月に設置。今後より一体的な相談支援体制の構築を図る。	21,143,000円	関係課において担当者の変更等があるため、毎年、関係課の役割をお互い理解し、今まで以上に子どもたちの命を守る現場の最前線にいることを自覚し、児童虐待等を未然に防ぐ意識の醸成を図るための会議等を開催する必要がある。	こどもを守る課
113	基本方針3 地域で子育てを支える	3 地域全体で取り組む子育て支援		地域における子育て支援	校区福祉委員会等が地域の会場で運営する子育てサロン等、地域の子育て支援団体と連携し、子育て家庭に身近な場所での子育て支援の提供及び地域と子育て家庭の交流に結びつけるよう努めています。	こども部子育て支援課 職員による講義及び意見交換を年1回実施。	0円	3点	市域全体として子育てサロンの活性化を図ることを目的とし、市民のニーズに寄り添った講義内容にできるよう努める。	0円	引き続き、市域全体として子育てサロンの活性化を図ることを目的とし、市民のニーズに寄り添った講義内容にできるよう努める。	子育て支援課
114	基本方針3 地域で子育てを支える	3 地域全体で取り組む子育て支援		子育て支援グループの育成	各地域子育て支援拠点や保育所等で活動する自主サークル、ボランティアグループを支援するとともに、団体・自主活動の立ち上げを促進しています。サークル活動のPRを行い、活動の活性化と活動グループの増加を促しています。	・リラットにおいて、子育てサークルへの貸出を実施した。 登録団体 6団体	0円	3点	・リラットでのサークル活動を活性化するため、すでにサークルが活動しているこどもセンターと連携したPRを行うとともに、館の利用者への声かけを検討する。 ・引き続き、関係部署等と連携し、サークルの結成を支援するためのPRを実施する。	0円	子育てサークルの団体登録を促進するための周知を徹底する必要がある。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館
115	基本方針3 地域で子育てを支える	3 地域全体で取り組む子育て支援		地域人材との連携	地域の人材と連携して、多様な体験活動を実施し、人とのふれあいを通して、感性豊かで思いやりのある子どもを育むとともに、子どもや子育て家庭と地域の人との関係づくりを行っています。豊かな地域社会づくりを推進し、市民の生涯学習活動内容の充実に努めています。	(保育課) 地域の人材と連携し、保育所の行事や日々の遊びなどの取組に沿った内容(太鼓、リトミック、畑づくり、工作等)で体験活動を行った。 (学務課) 市立幼稚園4園で、伝承遊び、人形劇、絵本の読み聞かせ、運動遊び等での学びの場や、園外の人との交流の場を設定した。 (社会教育推進課) <まちのせんせい> ・所管する指定管理者施設のまつり等において、まちのせんせいコーナーを設け、また、市HPや広報誌を通じ、市民への周知を図った。[まちのせんせい]延べ登録者数87名]	(保育課) 144,000円 (学務課) 227,978円 (社会教育推進課) 78,587円	3点	(保育所) 様々な経験を持つ地域の人材と、保育所の行事や日々のあそびや取組に応じた内容(太鼓、リトミック、音楽コンサート)などで連携し、子どもたちに様々な体験活動や講座を実施する (学務課) 引き続き、地域の方の教育力を取り込み、園児の成長を図っていく。 (社会教育推進課) <まちのせんせい> 新しい企画をたてる。市民ニーズを反映した様々な学習の機会を提供していく。 望が丘ランチの講座をまちのせんせいへ依頼する。	(保育課) 144,000円 (学務課) 118,000円 (社会教育推進課) 170,000円	(保育課) 地域の人材と連携し、様々な体験活動を実施し、人とのふれあいを通して、感性豊かで思いやりのある子どもを育むとともに、子どもや子育て家庭と地域の人材との関係づくりを図っていく。 (学務課) 地域の大人から運動遊び、ダンス等を通じて、体験的な学びを経験することで、地域の方の教育力を取り込むとともに、園以外の関係づくりを通じて、園児の成長を図ることができた。 (社会教育推進課) <まちのせんせい> ・未派遣のまちのせんせいの活用 ・望が丘ランチの講座でのまちのせんせいの活用	保育課 学務課 社会教育推進課

【資料4】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
116	基本方針3 地域で子育てを支える	3 地域全体で取り組む子育て支援		子どもの安全対策(地域の見守り活動)	学校園等における安全管理の徹底や地域によるパトロールなど、より強固な子どもを守る地域ネットワークの構築に努めています。また、「こども110番の家」の設置協力や「こども110番連絡車」(市公用車等)、「地域パトロールカー」による見回り等、子どもたちを地域で見守る意識を高め、子どもたちの安全確保に努めています。	・子どもの安全見守り隊員数 4,816人 ・子どもの110番協力件数 3,161軒 ・見守り隊員用配布物品 パトライト 4個 帽子 39個 腕章 35個 ベスト 70枚 呼び笛 95個 軍手 385双 旗 1,175個	480,804円	3点	引き続き、学校園等における安全管理の徹底や地域によるパトロールなど、子どもたちを地域で見守る意識を高め、より強固な子どもを守る地域ネットワークの構築及び子どもたちの安全確保に努めていく。	509,000	子どもの安全見守り活動参加者の確保。	社会教育推進課
117	基本方針3 地域で子育てを支える	3 地域全体で取り組む子育て支援		赤ちゃんの駅	市内の公共施設等にオムツ交換や授乳ができるスペースを確保することで、乳幼児連れの保護者が安心して外出を楽しめる環境を整えています。赤ちゃんの駅の周知を図り、民間の店舗にも協力を呼びかけて、設置個所の拡大に努めています。	公共施設に赤ちゃんの駅を設置するとともに、イベント時に「移動式赤ちゃんの駅」の貸出しを行うことで、乳幼児連れ保護者が安心して外出できる環境を整備した。 【実績】 ・赤ちゃんの駅設置個所 73か所 ・移動式赤ちゃんの駅の貸出し 5件	92,301円	3点	・市内の赤ちゃんの駅未設置の施設(主に未就学児を対象とする施設)に、赤ちゃんの駅の設置についての依頼を行うことで、設置箇所数の増加につなげる。 ・庁内及び公共施設への移動式赤ちゃんの駅の活用についての周知を行い、野外イベントでの貸出数の増加につなげる。	7,000円	利便性を追求し、新たな設置先を検討する必要がある。加えて、移動式赤ちゃんの駅を各種イベントに利用してもらえるよう、周知を行う必要がある。	子育て支援課
118	基本方針3 地域で子育てを支える	3 地域全体で取り組む子育て支援		ファミリー・サポート・センター事業利用料減免(多子世帯応援事業)	多子世帯の負担感の軽減を図るため、市内に住所を有する、多子世帯における第2子以降の子どもに係るファミリー・サポート・センターの利用料を減免し、事業開始をPRしながら、利用を促し、適切に補助金の交付を行います。	第2子以降利用料を無料として実施。 年間利用回数 1472回	1,361,800円	3点	会員への事業内容の周知、様式の作成を行うとともに、関係課と連携し、事業を実施する。	1,203,000円	市民に適切に利用してもらえるよう、ファミリー・サポート・センター事業利用料減免(多子世帯応援事業)についての啓発、周知に努める	子育てリフレッシュ館
119	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	1 児童虐待の防止		要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「寝屋川市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組んでいます。	【会議の開催】 ・代表者会議 2回 ・実務者会議 年12回 ・進行管理会議 年5回 ・ケース検討会議 年205回 ・児童虐待台帳件数 749件 ・要支援児童件数 445件 ・特定妊婦件数 57件 ○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン(11月)において、駅前街頭啓発運動、ポスター、チラシ、懸垂幕、横断幕、のぼり、車両による啓発を実施した。 ○市民を対象に、虐待の未然防止・早期発見のために、虐待を考える講演会を開催した。	1,012,720円	3点	・関係機関との連携をより一層強化することで、妊娠期からの切れ目のない支援を充実させ、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる。 ・11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンでは、駅前街頭啓発活動の実施、リーフレットの配布、のぼり、横断幕及び垂れ幕等の設置を行い、市民への啓発を図る。 ・民生委員・児童委員の地区別会議へや各関係機関での会議に出席し、実態等を踏まえた上で、研修会を積極的に行い、地域全体での見守り体制の強化を図る。 ・昨年度に引き続き、スーパーバイザーを招聘し、虐待対応の機能強化を図る。	1,043,000円	児童虐待に関する広報、啓発活動を推進し、市民意識の向上を図り、未然防止や早期発見につなげる。また、重大な人権侵害である「児童虐待」から子どもを守り、子どもとその家族に対して援助を行うことについて、代表者会議や実務者会議等を活用し、関係機関相互の情報共有や情報連携を図り、ネットワークを強化させ、引き続き、支援体制の充実を図る必要がある。	こどもを守る課
120	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	1 児童虐待の防止		ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー(本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども)を適切な支援につなぐことにより、子どもの健全な成長を支援します。	-	0円	0点	既存の福祉サービスだけでは課題が解消されないヤングケアラーが居る家庭に訪問支援員を派遣し、状況の解決を図る。	6,686,000円	子どもの健全な成長を支援するため、関係機関相互の連携を強化し、状況の早期解決を図る必要がある。	こどもを守る課
121	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		母子生活支援施設への入所支援	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行っています。	入所家庭 12世帯 延べ入所期間 98か月	35,851,880円	3点	施設と協力し、各家庭の状況に応じた自立に向けた支援の方法を検討し、適切な支援を行う。	39,375,000円	関係機関と連携し、適切に母子保護の実施を図ることができた。	こどもを守る課
122	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給しています。	【母子家庭の母】 対象者 1,826人 支給額 1,003,820,250円 【父子家庭の父】 対象者 68人 支給額 32,712,680円 【養育者】 対象者 13人 支給額 6,849,220円 【計】 対象者 1,907人 支給額 1,043,382,150円 ※対象者数は、令和6年3月31日現在	1,043,382,150円	4点	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、引き続きひとり親家庭の親に手当を支給する。	1,126,542,000円	適切に児童扶養手当を支給することができた。	こどもを守る課
123	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		母子・父子自立支援員による相談の充実	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行っています。	資格取得の相談 87件 生活援護の相談 406件 ハローワーク案内等 21件	1,996,000円	3点	引き続き、ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行う。	2,151,000円	事務量に比して自立支援員が1名しか配置されておらず、さらなる積極的な支援及び実績の増加を目指すうえで、増員の検討が必要。(また、水曜日が公休となっていることも考慮。)	こどもを守る課

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
124	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		自立支援プログラムの策定(地域就労支援)	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行っています。	プログラム策定 37件 うち面接2回以上 25件	1,996,000円	3点	引き続き、個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行う。	2,151,000円	事務量に比して自立支援員が1名しか配置されておらず、さらなる積極的な支援及び実績の増加を目指すうえで、増員の検討が必要。(また、水曜日が公休となっていることも考慮。)	子どもを守る課
125	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給しています。	介護職員初任者研修 2件 介護職員実務者研修 5件 宅建 1件 普通二種免許 1件 社会保険労務士 1件 AI長期人材 1件 合計 11件	947,121円	4点	引き続き、ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給する。	660,000円	本市は国が提示する制度内容に基づいて実施しており、国において、より実情に応じた制度に改正し続けられていることから、本市においても適切に制度改正に対応できるよう、国の動向に注視する必要がある。	子どもを守る課
126	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。	高等職業訓練促進給付金 看護師 8件 准看護師 1件 社会福祉士 4件 美容師 3件 理容師 6件 保育士 2件 介護福祉士 1件 作業療法士 1件 AI長期人材 1件 修了支援給付金 17件	29,142,500円	4点	引き続き、ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給する。	21,460,000円	本市は国が提示する制度内容に基づいて実施しており、国において、より実情に応じた制度に改正し続けられていることから、本市においても適切に制度改正に対応できるよう、国の動向に注視する必要がある。	子どもを守る課
127	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付けています。	修学資金(44件) 就学支度資金(22件) 技能習得資金(1件) 転宅資金(1件)	43,573,400円	4点	引き続き、ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付ける。	49,921,000円	国や大阪府の動向を注視し、中核市であることを活かし、利用者の利便性を高められるよう柔軟な対応を行う。また、利用者に計画的に利用していただくため、現況届時等に制度の周知を行う。	子どもを守る課
128	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の方が疾病や残業など社会的な理由や自立し促進のための理由(技術習得のための通学、就職活動等)により、日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣し、家事援助を行っています(1家庭あたり、原則年10回まで。利用世帯の区分により、利用者負担あり)。	未実施	—	—	未実施	—	過去の利用実績等を考慮し、令和3年度以降実施していない。	子どもを守る課
129	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行っています。	大阪府母子父子寡婦福祉センターへ委託	1,539,000円	4点	引き続き、ひとり親家庭等の自立支援を図るため、大阪府母子父子寡婦福祉センターへの委託を行う。	1,575,000円	利用実績を上げるため、周知を行う。	子どもを守る課
130	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の方に対し、必要とする医療が受けやすくなるよう、保険診療分の医療費の一部を助成。	医療費の一部を助成することで、必要とする医療が受けやすくなり、ひとり親家庭の方の保健の向上を図ることができた。 〔医療費助成額〕 176,026,453円	180,655,826円	3点	制度内容に変更なく継続実施。	206,077,000円	児童扶養手当では、政令で定める程度の障害の状態にある場合は、20歳未満の児童を対象としているが、ひとり親家庭医療費助成制度については、子が18歳の年度末までとなり、そういった相違を無くすよう、引き続き大阪府に対し要望を行う必要がある。	市民サービス部(医療助成担当)
131	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		子どもの養育費等支援事業	子どもの健やかな成長のため、養育費に関する取決めの重要性について理解を促すとともに、身近な相談窓口を周知するため、離婚相談や離婚届の届出時等にチラシを配布しています。 また、ひとり親家庭における養育費の支払や面会交流が安定かつ継続して履行されるよう支援を行うため、離婚前から弁護士による養育費等に関する相談を行うとともに、裁判外紛争解決手続(ADR)の利用、公正証書等の作成に要した費用の補助を行っています。	【養育費・面会交流相談】 相談件数 24件 【公正証書作成等促進補助金】 補助件数 24件	1,246,765円	3点	ひとり親家庭における養育費の支払や面会交流が安定かつ継続して履行されるよう支援を行うため、引き続き離婚前から弁護士による養育費等に関する相談を行うとともに、公正証書等の作成に要した費用の補助を行う。	2,319,000円	身近な相談窓口を周知するため、引き続き離婚相談や離婚届の届出時等にチラシを配布する必要がある。	子どもを守る課
132	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	2 ひとり親家庭の自立支援の推進		保育所保育料等算定に係る寡婦(寡夫)控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料等の算定に所得税法上の寡婦(寡夫)控除を適用しています。	「ひとり親控除」の創設により令和3年度にて事業終了	—	—	「ひとり親控除」の創設により令和3年度にて事業終了	—	保育課等	

【資料4】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
133	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取組を支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	・全中学校区でSSWを講師とした虐待防止研修を行った。また配置校を中心にSSWを交えてのケース会議を実施した。各学校の担当教員に対して毎月SSWを講師としたケース会議コーディネータ会の研修を実施した。	4,320,000円	3点	・引き続き全中学校区で虐待防止研修を行う。 ・SSWが参加するケース会議の回数を増やし、より多く学校へ「福祉的アプローチ」を取り入れる。	7,200,000円	・各学校でSSWを活用したケース会議や、関係機関との連携を増やすために、人員の増員も視野に入れる	教育指導課
134	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	児童生徒支援人材の配置	小・中学校に生活・生徒指導のための人材を配置し、教員と連携して家庭訪問や学習面の支援を行い、ケース会議を通じた対応の検討により、子ども家庭総合支援拠点等との連携による支援を行っています。	・各校に配置された児童生徒支援人材が、教員の指示のもと、家庭訪問や家庭連絡を行う等のサポートを行い、生活・生徒指導上の諸問題の未然防止や早期解決につなげた。また、学習面においても、教員との連携を図り、個の課題に応じた支援を行った。	55,460,412円	3点	・引き続き各校において家庭訪問や家庭連絡を行う等のサポートを行う。また、学習面においても、教員との連携を図り、個の課題に応じた支援を行う。	68,192,000円	・人材のより効果的な活用と新たな人材の確保が必要である。	教育指導課
135	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めています。	・各中学校で職場体験学習を実施したり、学校で講師を呼び職業講などに取り組んだ。	15,000円	3点	・引き続き各中学校で職場体験学習や職業講話などに取り組む	27,190円	職場体験先を新たに見つける必要がある	教育指導課
136	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	特別支援教育就学奨励費負担等	市立小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助を行っています。	認定率(認定者数/在籍者数)は下記のとおり。 <小学校> 50.4% (424人/842人) <中学校> 44.3% (137人/309人)	9,473,797円 小：5,263,968円 中：4,209,829円	3点	引き続き、支援が必要な家庭に対する確実な援助に努める。	計：21,426,000円 小：16,070,000円 中：5,356,000円	補助単価や補助項目等について、引き続き、国や他市の動向を注視していく。	教育政策総務課
137	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	義務教育段階の就学援助	経済的な理由によって、子どもの学校費用にお困りの保護者に対し、援助を行っています。	認定率(認定者数/在籍者数)は下記のとおり。 <小学校> 19.6% (1,981人/10,110人) <中学校> 22.6% (1,168人/5,170人)	計：130,852,967円 小：56,296,940円 中：74,556,027円	3点	引き続き、支援が必要な家庭に対する確実な援助に努める。	計：213,193,000円 小：134,638,000円 中：78,555,000円	補助単価や補助項目等について、引き続き、国や他市の動向を注視していく。	教育政策総務課
138	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	高等学校等に就学し卒業することが、当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則、当該学校における正規の修学年限に限り、基本額、教材代、授業料、入学金及び入学金考査料、通学のための交通費、学習支援費について、一定の基本額以内の金額を支給しています。	基本額、教材代、授業料、入学金及び入学金考査料、通学のための交通費、学習支援費の支給 1,719件	15,435,045円	3点	引き続き、高等学校等に就学し卒業することが、自立助長に効果的であると認められる場合に必要支援を行っていきます。	15,662,295円	中学卒業年次の被保護者の卒業後の進路を把握し、就学費の支給についてより周知・啓発を図っていきます。 また、私学無償化により、被保護者が私学へ進学することがより多く見込まれるが、無償化される授業料以外の費用(入学金、学費、設備費等)が発生することを被保護世帯に周知する必要があります。	保護課
139	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外	子どもの自立意欲を促し、早期自立を目的に、高等学校等に就学中の就労収入(アルバイト等)について、卒業後の就労・就学のため必要であり、生活態度等から学業に支障がないことや早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであることなど、特に自立助長に効果があると福祉事務所が判断した方を対象に、必要最小限度の額を収入認定除外として取り扱っています。	1件	- ※ケースワーカー	3点	引き続き、早期自立を図るため、高等学校等の就労中にアルバイト等による就労収入について、必要最小限度の額を収入認定除外として取り扱っていきます。	-	早期自立を図るため、高校生等のアルバイト収入等については、一定の収入が認定除外されることをより周知していきます。	保護課
140	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外	生活保護受給世帯に入る自立更生のための奨学金、災害等による補償金、保険金もしくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該世帯の自立更生を目的とする小学生、中学生の入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額を収入認定除外として取り扱っています。	0件	-	3点	引き続き、生活保護受給世帯の自立更生を目的とする小学生、中学生の入学の支度、学習塾費等、就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額を収入認定除外として取り扱っていきます。	-	生活保護受給世帯の自立更生のため、社会通念上必要と認められる用途に充てられた費用であるか、より細やかな聞き取り等を行うことにより確認していきます。	保護課

【資料4】寝屋川市子ども・子育て支援事業計画 取組内容

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
141	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	生活保護制度に係る進学準備給付金	高校卒業後の大学や専門学校へ進学するための準備資金を支援しています。	18件	2,000,000円	3点	引き続き、高等学校等卒業後の進学のための準備資金を支援します。 また、令和6年度から新たに、高等学校等卒業者の就労のための準備資金を支援します。	2,500,000円	高等学校等卒業年次の被保護者の卒業後の進路を把握し、就労・進学準備金の支給についてより周知・啓発を図っていきます。	保護課
142	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行っています。	健全育成相談員による面接相談件数：908件 健全育成相談員による家庭訪問件数：95件	5,773,538円	3点	引き続き、貧困の状況にある子どもに対する健全育成を図っていきます。	6,679,000円	深夜労働などの不定期就労によるものなど、家庭環境が子どもの健全育成に適していない家庭も見受けられるため、家庭訪問等を通じて改善に努めていきます。	保護課
143	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	教育の支援	中学校夜間学級就学奨励費の支給	大阪府内の中学校夜間学級に在籍する寝屋川市在住の生徒のうち、経済的理由により就学困難な方に対して、援助を行っています。	認定率(認定者数/在籍者数)は下記のとおり。 20.0% (2人/10人)	69,060円	3点	引き続き、支援が必要な家庭に対する確実な援助に努める。	166,000円	補助単価や補助項目等について、引き続き、国や他市の動向を注視していく。	教育政策総務課
144	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	生活の安定に資するための支援	養育支援訪問 育児援助・家事援助事業	出産予定日の2か月前から、生後6か月以内の乳児がいる家庭等で、親族等の支援がなく、保護者の体調不良等、日常生活に支障をきたしている家庭を対象にヘルパーを派遣しています。授乳やおむつ交換、沐浴補助等の育児援助と、食事の準備、住居の掃除、生活必需品の買い物、保育所等への送迎の付添い等の家事援助を行っています。	令和6年度から開始 育児援助・家事援助事業の内容を移行	-	-	令和6年度に養育支援訪問育児援助・家事援助から、子育て世帯訪問支援事業に移行。申請時、訪問を通しより丁寧な聞き取りを開始。今後も、母子の健康を支え、生活の基盤を整えていくため、より利用しやすい事業の検討・充実が必要。また、ヤングケアラー支援事業との整合性についても確認していく。	3,365,000円	育児支援が充分得られない状況での妊娠・出産で、心身に不調を抱える妊産婦は増加傾向にある。 今後も、母子の健康を支え、生活の基盤を整えていくためより利用しやすい事業の継続が必要。 ヤングケアラー支援事業との整合性についても確認していく。	子育て支援課
145	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	生活の安定に資するための支援	家庭教育サポートチーム派遣事業	子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して、教員でない「家庭教育サポートチーム」を派遣し、学校と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える家庭を総合的に支援しています。	・家庭教育サポーターを全24小学校に配置し、家庭教育アドバイザー(SSW)1名と合わせ、「家庭教育サポートチーム」として活動した。 ・夏季休業中には、児童生徒支援人材と連携し、小学1年生の保護者に対し、電話連絡をした。 【家庭訪問回数】2,282回 【相談件数】4,403件 【児童支援件数】10,084件	2,592,100円	3点	・小中一貫校ができた事により、配置校が23小学校になる。 ・家庭教育サポーターは24名を任命し、1名をエリア担当として、各校のサポーターに活動の助言等を行う。 ・家庭教育アドバイザー(SSW)1名と合わせ「家庭教育サポートチーム」として活動するとともに、研修や交流会を通じ、サポーターの資質向上を図る。 ・夏季休業中に児童生徒支援人材と連携して、小学1年生全員に電話連絡及び家庭訪問を行う。	25,921,000円	家庭教育サポーターの資質向上及び人材の確保、定着	社会教育推進課
146	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	生活の安定に資するための支援	ひとり親家庭の優先利用	保育所等利用調整の際、児童扶養手当を受給中のひとり親世帯に対して、利用調整基準の指数を加点しています。	優先利用については、加点後の合計点数を利用して入所調整を行うため、対象者数を算出は困難	-	3点	保育所等利用調整の際、児童扶養手当を受給中のひとり親世帯に対して、引き続き利用調整基準の指数を加点を行う。	-	就学前児童数が減少している中においては、いわゆる就労時間を中心に考えた利用調整指数から子育ての負担感に重きを置いた利用調整指数に移行していく検討が必要である。	保育課
147	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	生活の安定に資するための支援	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、学校の放課後及び長期休業等に適正な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っています。 保育環境の向上に向け、余裕教室の確保や児童指導員等の確保に努めています。	24か所、41クラブで実施した。 児童会室のエアコンの入替設置や設備の修繕等を行った。 土曜開所を12小学校で実施した。 定員目標数【確保方策】 2,550人	518,578,215円	3点	23か所、41クラブで実施する。 児童会室のエアコンの入替設置や設備の修繕等を行う。 土曜開所を12小学校で実施する。 定員目標数【確保方策】 2,740人	635,212,000円	保育環境の充実に向け、余裕教室の確保や児童指導員の確保。	社会教育推進課
148	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	生活の安定に資するための支援	青少年の居場所づくり事業	市内在住・在学・在職の青少年同士が気軽に立ち寄り、悩み等を常駐する大学生ボランティアに相談したり、交流できる居場所を提供しています。	市内在住・在学・在職の青少年が年齢等の枠を超えて集える青少年の居場所「スマイル」を開室し、健全育成や交流を図った。 青少年の居場所「スマイル」(池の里市民交流センター内) 【開室日数】357日 【利用者数】延べ20,292人	11,392,403円	3点	・引き続き、青少年が気軽に立ち寄り、悩みなどをスタッフに相談したり、交流できる居場所を提供する。	12,642,000円	運営を補助するコーディネーターや、スタッフの資質向上及び人材確保。課題を抱える利用者や家庭に対する支援。	社会教育推進課
149	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	生活の安定に資するための支援	食育の推進に関する支援	離乳食講習会、乳幼児健康診査、子育て支援センター等で、妊娠中から就学前の子どもの保護者等を対象に栄養相談を実施しています。 「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえ、専門性を活かしながら、家庭、地域、福祉及び教育分野等と連携を図っています。	(保育課) 離乳食体験 保育所2回実施	-	3点	(保育課) ・引き続き、保育所等において、地域の乳児とその保護者を対象として、離乳食について、育児教室、育児相談、体験保育等、地域の子育て支援の充実を図る。	-	(保育課) ・引き続き、保育所等において、地域の乳児とその保護者を対象として、離乳食について、育児教室、育児相談、体験保育等、地域の子育て支援の充実を図る。	子育て支援課 保育課

No.	基本方針	具体的施策の方向	取組	関連事業	事業内容	令和5年度事業実績	令和5年度決算額(円)	評価の平均点 特に順調：4 順調：3 やや遅れている：2 遅れている：1 未実施：0	令和6年度事業実施の方向性	令和6年度予算額(円)	第2期計画(令和2年度～令和6年度)における取組の課題	担当課(室)
150	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	生活の安定に資するための支援	生活困窮者住居確保給付金	離職により住宅を失ったまたはその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定基準以下のものに対して、有期で家賃相当額を支給します。	延べ80件 3,576,885円支給	3,576,885円	3点	引き続き、離職により住宅を失ったまたはその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定基準以下のものに対して、有期で家賃相当額を支給することで支援します。	6,500,000円	世帯収入の減少や世帯構成の変化から高額家賃を負担し続けた結果、住居確保給付金の支給終了後、現在の生活の維持が困難となるなど、家計の変化に対応できない世帯が見受けられます。 生活の基盤である居住がゆらぐと、たちまち生活が不安定となることから、一層の居住支援観点が求められます。	保護課
151	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	生活保護制度に係る就労自立給付金	生活保護世帯の世帯員が、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと福祉事務所が認めた場合、生活保護廃止後に給付金を支給しています。	38件	1,501,701円	3点	引き続き、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められた場合は、廃止後に給付金を支給します。	2,599,000円	生活保護受給者に対して、当該給付金の周知に努め、就労による自立を促していきます。	保護課
152	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	相談件数 655件 プラン数 256件	28,749,698円	3点	引き続き、生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげていきます。	35,594,000円	経済や雇用の情勢の激変から生活が安定しない世帯からの相談は多数寄せられており、自立相談支援機関としても相談来訪を呼びかけるなどして暮らしの一層の悪化を低減するための取り組みを行っている。しかし、現在の人員体制では、アウトリーチを行うにも限界があり、支援体制の強化は急務だと考える。	保護課
153	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援しています。	10人	2,605,588円	3点	引き続き、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	2,633,000円	生活困窮状態からの回復については就職による安定的な収入を得ることが大切である。また、就職のためだけではなく、人とのつながりになじむ支援が必要となります。 対象者への支援には、周囲の理解が大切であるため、地域づくりに関する支援体制の拡充が求められます。	保護課
154	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労自立支援員を配置し、ケースワーカーと連携し就労支援を実施しています。一人ひとり個別にきめ細かく面接を行い、自立阻害要因を把握しそれぞれに合った支援を行い、ハローワークと連携し就労支援を実施しています。 また、資格を有するカウンセラーによるカウンセリング、就労支援セミナーを実施しています。	支援対象者数：延249人 就労者数：延126人 効果額：35,242,564円	8,602,792円	3点	引き続き、自立阻害要因を把握し、資格を有するカウンセラーによるカウンセリング、就労支援セミナーを実施など、個々のケースに見合った支援を行い、ハローワークと連携し就労支援を実施していきます。	10,043,000円	子育てが原因で、就労に定着できない場合もあるため、就職後も継続的な支援に努めていきます。	保護課
155	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	経済的支援・その他	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給しています。	【児童手当 被用者】 延児童数 205,181人 支給額 2,304,095,000円 【児童手当 非被用者】 延児童数 59,970人 支給額 673,360,000円 【特例給付】 延児童数 10,262人 支給額 51,310,000円	3,029,055,000円	4点	国の「子ども未来戦略方針」に基づき、令和6年度以降の児童手当について、「所得制限を撤廃」し、支給期間を「高校生年代まで延長」とするとともに、支給額を「第3子以降3万円」とする。	3,609,475,000円	適切に児童手当を支給することができた。	こどもを守る課
156	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	経済的支援・その他	JR通勤定期乗車券割引証明書交付	児童扶養手当受給者がJR通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入できる証明書を交付しています。	交付件数 96件	-	4点	児童扶養手当受給者がJR通勤定期乗車券を3割引で購入できるようにするため、引き続き証明書を交付する。	6,930円	適切に証明書を交付することができた。	こどもを守る課
157	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	経済的支援・その他	スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図っています。	-	-	3点	スクールカウンセラーの配置拡充に努める。	-	スクールカウンセラーの配置拡充と効果的な活用方法の検討。	教育指導課
158	基本方針4 支援が必要な家庭を支える	3 子どもの貧困対策の推進	経済的支援・その他	青少年の相談窓口	青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える青少年または保護者に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぎます。	ひきこもり、不登校等の青少年問題は、社会現象化しており多岐に渡る。青少年に関する相談を気軽に相談できる体制を構築し、適切な専門部署につなぐ。 【相談件数】26件 【相談内容】不登校、ひきこもり、生活環境等	0円	3点	・青少年自立支援連絡会を開催し、各関係機関と情報共有等を円滑に行う。 ・相談方法を電話、メール、もつとねやがわのアプリを利用し、相談しやすい状態を継続する。	0円	課題を抱えた本人ではなく、保護者からの相談が増えており、課題解決の速攻性を求められる。	社会教育推進課